

## その他

### 私の国際法・先住民族の権利研究について： メモ書き

苑 原 俊 明

#### はじめに

2023年度末には大東文化大学法学部（および大学院法学研究科）の定年退職を迎える。大学院に進学した1970年代後半からスタートして現在までの筆者による国際法研究を振り返る本稿を『大東法学』に寄稿した。筆者の後半生のライフステージを10年単位で分け、それぞれの段階での国際法（または国際人権法、先住民族の権利）に関する研究成果をメモの形で概説する構成となっている。さらに海外での研究体験をめぐるエピソードも添えることで読者諸賢に、国際法の面白さと異文化の環境での生活の大切さを理解してもらうことも狙いとした。そうした意味では、研究ノートであり紀行文にもなっている。そのため紀要での「その他」に分類した。なお脚注には、筆者による関連論文（筆者の名前がなく、目次が付されたもの）と参考文献・論文等を載せた。

#### 1. 大学院に進む

1974年に筆者は北海道大学法学部に入学し、当時の杉原高嶺教授の下で国際法の専門科目を履修した。また深瀬忠一教授の憲法演習にも加わり、フランスを含む西欧諸国の「テクノクラシー」について学んだ。4年間の学生生活を終えるころ、公法、特に国際法学に関心を深め、研究者の道に進む決心を固めたのである。

## 北大の思い出

法律科目はなんとか履修した一方で、学内サークルの「アイセック」に属して、経済学を通じた海外の学生との交流にもあたった。

キャンパスの中央ローンでジンギスカンパーティー（略してジンパ）を開いて北国の短い夏を過ごした。（のちにカナダで留学した UBC では、同様にサーモン BBQ を楽しんだことがある。）かつて構内を流れていた小川（サクシコトニ川）の川筋にアイヌ民族のコタンがあったことを、のちに知ることになる。

1977年に卒業後、東京大学大学院法学政治学研究科第1種博士課程（修士課程）に進学し寺沢一教授の指導を受けた。1979年に提出した修士論文は、「人民と民族」の自己決定の権利—その内容と範囲についての一試論」と題して、国際法上の自己決定権（自決権）が成立するまでの歴史、その法的な地位および内容と適用の範囲について関連した国際文書の比較・検討を行った。そこで核となる議論は、植民地地域の「人民」に関して非植民地化の法的根拠となり、独立国家の形成を含む外的自決権が確立していることであり、独立した国家内での少数民族集団における自決権に関して、分離権も含めて認められるかは、国際法上確立していないとした。

ここで「人民」の自己決定権（the right of peoples to self-determination）について概説する。「人民」の自己決定（自決と略）は、国連憲章の1条2項および55条柱書において、国連の目的の一つに挙げられており文言上は権利でなく「原則」と定められて<sup>1)</sup>いる。

従って国連の創設時点においては政治原則とされていたのであるが、の

---

1) 「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく」国家間の友好関係を発展させること。

ちに非（脱）植民地化が進むにつれて、国際法上の法原則であって「人民」(peoples) の自己決定の「権利」(自決権) という位置づけに変わった。

また国連などでの国際的な人権保障の仕組みにおいては、自決権は個別の人権行使（例えば、非差別・平等の原則、民主的統治への参加など）での前提となる、中核的な権利として位置づけられる<sup>2)</sup>。

国連での非植民地化の仕組みは、当初2つの制度に分けられていた。

### ① 国際信託統治制度

国連憲章第12章にあるもので、国連の監督下で、国連から信託を受けた施政国が施政（信託統治）する制度である。国連と施政国との間で信託統治協定が結ばれる。信託にあたり当該統治地域の自治または独立が目的と明記されている。国連信託統治理事会が統治を監督し、施政国には国連へ政治情報を含めて報告する義務がある。日本が国際連盟のもとで委任統治した太平洋諸島については、国連の安理が監督する戦略地区とされて、アメリカが施政国となり核実験を行った。現在までに信託統治の対象地域は独立を達成したり、隣国と統合したりしている。従って、現在は対象地域がない。

### ② 非自治地域に関する宣言

国連憲章第11章にある宣言で、該当する地域の自治の発達が目的とされている。信託統治地域のように独立という目標は憲章上明記されていない。また政治関連以外の情報を施政国が国連に送付することが義務とされた。

1960年の国連総会決議において「非自治地域」の定義が規定されて、「地理的に施政国から分離し、人種のおよび（または）文化的に異なる地域」とされる。これは海洋（海水、salt water）で隔てたアジア・

---

2) 国際人権規約の共通1条1項。「すべての人民は自決の権利を有する。この権利に基づきすべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。」

アフリカ地域を欧米諸国が植民地として支配することと解釈されて、移住者による植民地支配（のちに本国から政治的な独立を遂行）によって社会制度や文化の異なる多数者が樹立した国家に編入された先住の諸民族について、ここでいう「非自治地域」より除外されるという解釈がなされた。

1960年には国連総会が植民地独立付与宣言を採択し、実質的な植民地支配のもとにある「人民」に自決権が適用され、その内容に独立国家の形成があることを定めた<sup>3)</sup>。翌年、国連総会は宣言の実施を確保するための総会の特別委員会（植民地独立付与宣言履行特別委員会（21カ国委員会ともいう）を創設した。この委員会の任務は、宣言の対象地域の選定、政治情報を含めた情報の受理と審議、場合により地域住民からの請願を審議することである。

1970年、国連総会は友好関係原則宣言を採択し、国際法で「人民」の自決権が保障されていることを承認するとともに、自決の内容として、独立（国家の形成）のほかに自由連合や統合そのほかの政治的地位を「人民」が自由に決定できることを明記した。

1971年のナミビア事件での国際司法裁判所（ICJ）の判決では、自決権が国際法上の権利であることを確認するとともに、非自治地域の統治の目的に関係「人民」による独立も含まれることを確認した。

1975年の西サハラ事件でのICJ勧告的意見は、スペインによる植民地統治の後に隣国のモロッコ、モーリタニアが占領した西サハラについて、住民（サハラウィ）に自決の権利があることを関連する国連総会決議に基づき承認した。

2007年に国連総会は、先住民族の権利に関する国連宣言を採択し

3) 宣言の第5段落。非自治地域を含む植民地について「これらの地域人民が完全な独立と自由を享有できるようにする」と定める。

て、先住民族である「人民」(indigenous peoples)の自決権を認めた。  
(3条、4条、46条1項)<sup>4)</sup>

## 2. 海外留学の時代

1979年4月に大学院の博士課程に進学し、論文作成の準備のために自己決定権に関する国家実行について調査することとした。

同年10月、当時のユーゴスラビアの首都にあるベオグラード大学法学部に留学し当時の公用語であったセルボ・クロアチア語を習得するとともにユーゴの連邦制の成り立ちと「人民」の自決権の関連について調査研究を行った。

### ベオグラードの思い出

留学の初期は、ダウンタウンの語学学校で旧ユーゴの公用語の一つであるセルビア・クロアチア語 (Srpsko-hrvatski jezik, Српскохрватски Језик, Serbo-Croatian language) の学習コースを履修した。<sup>5)</sup>

学生寮の部屋を他の留学生と共同して間借りして暮らしたが、寮費などはユーゴ政府から支給される奨学金を当てた。語学学校は中心地(旧市街)にあったので、寮からは路面電車で国会議事堂まで乗ってあとは徒歩で通った。学校の講義が早朝にあったので、寮での朝食はジェズバ

- 
- 4) 世界の先住民族の多くは現在住んでいる国家内部での自治権(高度の自治を含む)の獲得を目標としているが、フランス領ポリネシア(タヒチ)、アメリカ自治領グアム、西サハラなどでは関係する「人民」が政治的独立を含めた自決を目指している。
  - 5) セルビア・クロアチア語という区分は、19世紀中葉における南スラブ諸民族のナショナリズムの高まりとともに、これらの諸民族のなかでセルビア人とクロアチア人の用いる言語が共通の標準語であるべきという位置づけがなされたことに由来したもの。旧ユーゴにおいて使用された表現であるが、連邦の解体とともにクロアチア語がセルビア語と区別される独立した言語として位置付けられている。中島由美「セルビア・クロアチア語の生成と解体—「ユーゴスラビア」の運命とともに—」柴宜弘編著『バルカンを知るための66章』(第2版)、明石書店、2016年、273-276頁。

とよばれる器具のなかにコーヒーの粉と水を入れてコンロで沸かす、トルコ・コーヒーのスタイルで軽く済ませるのが日常であった<sup>6)</sup>。

その後は留学の受け入れ先で指導教員が所属するベオグラード大学法学部（Универзитет Београда Правни Факултет）に通うとともに、ユーゴスラビアの連邦形成と人民の自己決定権との関係を調査・研究して学位論文の作成を準備することが留学の主要目的であったため、関連する歴史学、政治学、憲法学などの文献を入手すべく市中の繁華街であるテラジエ（Т е р а з и ј е）にある専門書を揃えた書店に足繁く通った。テラジエからは、ミハイロ公大通りを経てサヴァ川とドナウ川の合流点にあるカレメグダン公園に至る。公園周辺の地区にはセルビア正教大聖堂があり、その周辺を散歩したあと近くの喫茶店（ズナーク・ピタニャ、疑問符という名のカファナが有名）で休憩するか、夜には近辺のレストランでの食事を楽しんだ。また夏休みや祝日を利用してリュブリャナ、ザグレブ、スプリット、ドブロブニク、サラエボ、スコピエなどの主要都市や貴重なフレスコ画を残した各地の修道院をめぐる観光旅行を行った。

### ユーゴスラビアの解体について

第1次大戦後に、セルビア、モンテネグロ（ツルナゴラ）両王国とオーストリア＝ハンガリー帝国内のスロベニア、クロアチア、ダルマチアおよびボスニア・ヘルツェゴビナが合体して「セルビア人、クロアチア人、スロベニア人王国」として建国した。（いわゆる第1のユーゴスラビア）第2次大戦中、国王はロンドンに亡命した一方でユーゴではクロアチア人による「クロアチア王国」の建国宣言がなされ、セルビ

6) 旧ユーゴなどバルカン諸国でのコーヒー文化については、田中一生「カップから香る歴史と未来」前掲『バルカンを知るための66章』、301-304頁、を参照。

ア人中心の組織（チェトニク）がドイツ占領当局に協力してこれに対抗した。そして共産党系のパルチザンが民族の平等を旗印に占領への軍事抵抗（ゲリラ活動）を行った。1943年11月にパルチザンの全国会議（ユーゴスラビア人民解放反ファシスト会議、Antifašističko Veće Narodnog Oslobođenja Jugoslavije AVNOJ）が開催され、亡命政権でなくて全国会議が最高の国家機関であること、そして「セルビア人、クロアチア人、スロベニア人、マケドニア人およびモンテネグロ人」の間での平等と、これらの民族（人民）が連邦国家の下で建国する「セルビア、クロアチア、スロベニア、マケドニア、モンテネグロおよびボスニア・ヘルツェゴビナ」間での平等を決議した。

1945年にパルチザンと亡命政権の間で合意がなされて、パルチザンのリーダーであるヨシップ・ブローズ・チトーが首班となる臨時政府の樹立が宣言されて、連合国による承認を受けた。1946年にユーゴスラビア連邦人民共和国（第2のユーゴ）の建国宣言がなされた。その憲法では、「分離権を含む自己決定権に基づいて、連邦国家の下で一緒に暮らす意思を表明した、同権の人民による共同体」であるとされ（1条）、セルビア、クロアチア、スロベニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニアおよびモンテネグロの各人民共和国で構成されること、そしてセルビア内にボイボディナ自治州とコソボ・メトヒヤ自治地方を含むことが規定された。（2条）<sup>7)</sup>

1963年のユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法では、自主管理社会主義体制と非同盟政策を国家の基本原則として明記し、またセルビア共和国の内部にボイボディナとコソボの両自治州を置くとされた。1974年の憲法改正では、連邦での最高意思決定機関である連邦幹部会には共和国と自治州からそれぞれ3名と2名の代表と国家元首たるチトーが参加するとされた。

---

7) worldstatemen.org/Yugoslavia\_1946.txt

1980年にチトー大統領が死去すると共産党の幹部会議長がチトーに代わって参加する集団指導体制が始まったが、1989年に当時のセルビア大統領のスロボダン・ミロシェビッチが大セルビア主義の政策をとり自治州の憲法上の自治権を大幅に縮減させた。

これに対してコソボのアルバニア系住民が抵抗したほか、1991年になると連邦幹部会でスロベニアとクロアチアがセルビアと対立して指導体制の機能不全に陥り、同年6月スロベニア、マケドニアおよびクロアチアが連邦からの独立を宣言し、セルビア人を主体とする連邦軍(ユーゴ人民軍)との戦闘、内戦が始まった。1992年にはボスニアが独立を宣言してボスニアでのセルビア系、クロアチア系住民とムスリム人との内戦が激化した。1995年にアメリカの仲介で旧ユーゴ紛争の停戦合意が行われた。

1998年にはコソボからの独立を求めるコソボ解放軍(KLA)とセルビア治安部隊との戦闘が激化し、1999年アメリカの主導の下でNATOが、ユーゴ全土を空爆した。このあとコソボは2008年に独立を一方向的に宣言した。(アメリカ、日本などが国家承認。ただし国連に未加盟)2003年他の共和国の独立で、残ったセルビアとモンテネグロが国家連合(セルビア・モンテネグロ)を結成したが、2006年にモンテネグロは住民投票を経て独立した。

スロベニア、クロアチア、ボスニアおよびマケドニア(当初は旧ユーゴマケドニア共和国という国名であったが、のち北マケドニアに変更)は独立後に国連への加盟申請を行い承認された。セルビア・モンテネグロ連合は旧ユーゴの継承国たる地位(国連加盟国)を主張したが認められず新規の加盟申請を行った。<sup>8)</sup>

8) 旧ユーゴ連邦の構成共和国の国連加盟については、中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法』第4版、有斐閣、2021年、31-32頁、を参照。またユーゴスラビアの解体の歴史については、柴宜弘『ユーゴスラビア現代史新版』岩波新書、2021年、を参照。



ベオグラードに留学中にチトーが死去したが、重病にあったもののまだ生存中の彼が死亡したとの誤報を複数のメディアが伝えたことを覚えている。またチトーの国葬には日本から当時の大平正芳首相が参列したが、帰国後まもなく死亡したこともニュースとなった。筆者の帰国後のことであるが、ボスニアのサラエボ出身のシンガーソングライターのヤドランカ・ストヤコビッチ (Jadranka Stojaković, 2016年に死去) さんが来日した数年後にボスニア内戦が勃発、彼女は「ユーゴスラビア」人として日本で音楽活動を続け、TBSの「筑紫哲也のNEWS23」に出演したことがあった。彼女がボスニア語で歌ったバラード曲、Sarajevo sutra が非常に感動的であったことを覚えている。

1984年、準備した博士論文を提出せずに博士課程を単位取得満期退学したあと、2年間日本学術振興会奨励研究員を務めた。その後、千葉県八千代市に新たに開学する八千代国際大学に、高野雄一東京大学名誉教授とともに国際法担当の専任教員として就職することになった。その間、1987年にカナダ、マギル大学法学部の短期研修制度 Boulton Junior Fellowship を獲得して、カナダの連邦制と、フランス語系市民（フランコフォン）の政治的な自決をテーマとした調査・研究を行った<sup>9)</sup>。

- 9) 1989年、日本国際法学会の紀要『国際法外交雑誌』88巻4号（1989年10月）35頁-59頁、に研究ノート「カナダ＝ケベック州の「国境を超えた」活動について」として寄稿。

目次

- 一 はじめに 二 カナダにおける連邦と州の関係
- 三 「国境を超えた」ケベックの活動
  - (一) 「取極め」の締結 (二) 国際会議及び国際組織への参加
- 四 ケベックの諸活動の意味
  - (一) 「取極め」の法的性格 (二) 国際会議及び国際組織への参加について
- 五 結びにかえて

また同学会が編集・寄稿した、山本草二、古川照美、松井芳郎編『国際法判例百選』別冊ジュリスト、156号（2001年）に「州住民の自決権—ケベック分離事件—」と題するカナダ最高裁判所の意見に関する評釈を寄稿した。

## モントリオールの思い出

マギル大学 (McGill University) は、カナダ、ケベック州のモントリオール (フランス語読みでは、モンレアル) にある。市北部の住宅地区にあるケベック人のお宅の一室を間借りして、ダウントウンのピール通りにある法学部へは市営地下鉄を2路線乗り換えて通学した。法学部のフェローなので、研究室をあてがわれた他に、自由に付属図書館を利用することができた。

この滞在中に法学部の John Humphrey 教授のゼミに参加する機会を得た。Humphrey 教授は、国連人権委員会の補助機関として設立された世界人権宣言起草委員会を国連事務局の人権担当部部长として実務で支えた経験があり、宣言の起草過程をよく知る専門家であった (1995年に逝去)。そこでゼミでは宣言が採択されたことの意義、とりわけ宣言を皮切りに国際人権条約が作られて個人の人権を国際的に保障する仕組み (国際人権法) が発展している点に焦点を当てた議論がなされた。<sup>10)</sup>

カナダを選んだ理由は、カナダにおける連邦形成とフランス語系カナダ人 (フランコフォン) の民族運動を研究することにあつた。

「ケベック人」(Québécois, ケベコワ) による独立運動の高まりを受け、当時のケベック政府はカナダ憲法の改正案に署名しなかった。1980年代半ばのマルルーニー連邦首相は、ケベックが憲法体制に入るようケベックをはじめとする全ての州首相との憲法会議を開催した。ケベック側は、ケベックがカナダでの「独自の社会」であるとする明文の憲法規定を置くことと州政府の憲法上の権限を拡大する趣旨の提案を

10) 教授の著作を参照。John Humphrey, *No distant millennium: the international law of human rights*, UNESCO, 1989。

カナダ百科事典オンライン版の解説によれば、Humphrey 教授の手書きによる宣言の第一草案が発見されて、教授による宣言への貢献が認識されたとされる。

William Edward Kaplan, Laura Neilson Bonikowsky, *John Humphrey*, *The Canadian Encyclopedia*, February 1, 2022. (Last Edited)

行った。会議ではこれを受け入れてミーチ・レイク憲法改正案 (Meech Lake Accord) が成立、1987年6月にケベック州議会に相当する国民議会が同案を批准した。

カナダの憲法改正手続きでは、3年以内に連邦議会と全ての州の同意が必要であるところ、州すべての同意が得られず同案は廃案になった。<sup>11)</sup>

1992年に再度、同様の (シャーロットタウン) 憲法改正案が国民投票に付されたものの、賛成票が過半数に至らず廃案となった。

1993年の総選挙でケベックの分離・独立を綱領にした政党 (ケベック連合) が連邦議会での最大野党となったことを背景に、1995年10月ケベック州政府はケベックによる「主権」の達成の是非を州民投票で問うたところ、僅差で否決となった。これに危機感を持った連邦政府は、連邦最高裁判所に対してカナダ憲法と国際法上ケベック州の分離の権利の存否について勧告的意見を求めた。裁判所の判断は憲法、国際法のいずれもケベックの一方的な分離権を認めていないとした。<sup>12)</sup>

カナダは連邦レベルでは英語とフランス語が連邦機関での公用語であるが、ケベック州ではフランス語が公用語である。商業広告もフランス語表記をメインとすることが求められている。

モントリオール市はケベック州にあるのでフランコフォンが多い。(英語の話者でも学校にてフランス語漬けの「イマージョン」課程を履修し日常生活で駆使できるバイリンガルが多い。) 大学時代には憲法 (深瀬忠一教授) ゼミでフランス憲法史と政治制度の特徴について解説した本を教科書に勉強したことがあるが、フランス語の会話については全く駄目であった。(今もそうだ。)

11) カナダ百科事典オンライン版の簡易言語による要約版より。Meech Lake Accord (Plain-Language Summary), <https://www.thecanadianencyclopedia.ca/en/article/meech-lake-accord-plain-language-summary#> 1982年憲法の概要とその改正案については、次を参照。加藤普章「1982年憲法」飯野正子、竹中豊編著『現代カナダを知るための57章』明石書店、2010年、236-240頁。

12) 前掲、拙稿「州住民の自決権」『国際法判例百選』96-97頁。

### 3. 就職と海外研究の90年代

1988年4月から、八千代国際大学政治経済学部において専任講師として国際法を担当することになった。(1992年より助教授に。また1998年からは大学は秀明大学に改称した。)開学に当たり記念号の大学紀要に寄稿して、修士論文をはじめカナダでの調査研究を踏まえた論考を発表した。<sup>13)</sup>

1991年5月より1年間、八千代国際大学の支援によりオーストラリア、シドニー大学法学部、とカナダ、プリティシュ・コロンビア州立大学(UBC)法学部に滞在して、それぞれの国内の先住民族に関する憲法上の地位や自己決定権について研究する機会を得た。<sup>14)</sup>さらには1994年度

- 13) 1989年、八千代国際大学の紀要『国際研究論集』1巻3・4合併号81頁-110頁、2巻1号53頁-86頁に論説「「人民」の自決権一分離か統合か」(I)(II)として寄稿。目次

序 問題の所在

1 国連憲章以前の状況

- (1) オーランド諸島事件 (2) 少数民族保護と「民族」概念  
(3) 大西洋憲章

2 国連憲章以降の展開

- (1) 国連憲章 (2) 植民地独立付与宣言 (3) 国際人権規約  
(4) 友好関係法原則宣言 (5) その他の文書  
(a) ヘルシンキ最終議定書 (b) 「人民の権利に関するアルジェ世界宣言」  
(以上、1巻3・4号 (I))

3 西サハラ事件

- (1) スペインの主張 (2) モロッコの主張 (3) モーリタニアの主張  
(4) アルジェリアの主張 (5) 裁判所の意見及びその検討

4 若干の国家「実行」

- (1) ユーゴスラビア (2) キプロス (3) カナダ  
(以上、2巻1号 (II))

- 14) 1993年、『国際研究論集』6巻1号[高野雄一教授退職記念特集号]、2頁-41頁に論説「先住民族と政治的自決権」として寄稿。(巻頭論文)

目次

1. はじめに 2. 近代国際社会と先住民族

- 1) 学説と国家実行 2) 国内および国際判例

3. 先住民族の定義 4. ILO条約 5. 国連における先住民族の政治的自決権

- 1) 国連憲章及び関連宣言 2) 国際人権規約 3) 先住民族の権

豪日交流基金一般奨励金による助成に基づき、オーストラリア、シドニー大学法学部ピーター・バット教授（財産法）の指導下で先住民族の土地権原（native title）にかかる連邦最高裁判所の判例（マボ判決）を研究した。<sup>15)</sup>

### シドニーとバンクーバーの思い出

シドニーでは、大学の学生寮（カレッジ）に滞在し、ダウタウンにある法学部キャンパスにバスで通った。学生寮では週一回の晚餐にガウンを着用しないまま出席して、当地で有名な「ベジマイト」を試食することとなった。（個人的には好みに合わなかったが。）シドニーの近郊に、アボリジニのコミュニティである Redfern 地区がある。1992年12月10日（先住民族の国際十年が始まる直前の時点）に、当時の Paul Keating 連邦首相が Redfern 公園で演説を行って、オーストラリアに植民者の政府がアボリジニとトレス海峡諸島民の文化や土地を奪った歴史について公式に認めた。これの後、先住民族の土地への権原を認める、連邦最高裁のマボ判決につながることになる。

バンクーバーでは、キャンパスの構内にある学生寮の一室を借りて学部の先住民族関連の授業に出席したほか、先住民族の土地権原に関する訴訟に関与した弁護士にインタビューを行い、いわゆる Calder 事件以降の訴訟の展開について調査した。大学の付属施設には、G7の首脳会談が行われたことでも有名な UBC 人類学博物館がある。館内中央のホールには Bill Reid（ハイダ民族のアーティスト）作の有名な彫刻『ワ

---

利宣言に起草作業

6. 先住民による自治の方向 7. 結びにかえて

15) 1995年、『国際研究論集』8巻1号（1995年4月）91頁-125頁に資料「オーストラリアにおける先住民族の土地権—ピーター＝バット教授論文の翻訳およびコメンタリー」として寄稿。 目次

1. はじめに 2. 論文 3. プレナン判事の意見 4. 結びにかえて

『タリガラスと最初の人間』(The Raven and the First Men)が展示され、館外には各地の民族を代表したトーテムポール群が、さらにポットラッチなど伝統的な儀式で用いられる文化財が常時展示されており、カナダでの先住民族文化の多様性が学習できるようになっている。また時に平原地方の民族にみられるパウワウ儀礼がフェスとして行われることがあり、その際には各地のグループによる踊りと歌のパフォーマンスを見学できた。(個人的には、その時に食べた揚げパンが忘れられない。)

一方で UBC の施設である「ファーストネーションズ学びの舎」(First Nations House of Learning)の Web サイト内のポータルサイトによると、大学キャンパスのある場所は、地元の Musqueam (マスキアム) 民族の「伝統的で、先祖伝来の未割譲の領域」であり敷地は同民族による世代を超えた歴史、文化および伝統の継承のための学びの場所でもあることが明記<sup>16)</sup>されている。

#### 4. 先住民族を巡る国際的な展開について

1923年、当時の国際連盟にハウデノショウニー (Haudenosaunee, いわゆるイロクオイ連邦) のチーフであるデスクアヒ (Deskaheh) が請願して先住民族法に従った土地と信仰の権利を認めるよう求めたが、連盟の会議での発言を許されなかった。またワイタング条約上の土地への権利を英国が侵害しているとして、マオリ (Maori) の宗教的な指導者であるラタナ (T.W.Ratana) が英国王に請願しようとしたが謁見できず、かわりに1925年に国際連盟に出席しようとしたが認められなかった。

国連のフォーラムにおいて参加する世界の先住民族の連帯を通じて、先住民運動が国際的に展開することになった。

16) [indigenous.ubc.ca/indigenous\\_engagement/musqueam-and-ubc](http://indigenous.ubc.ca/indigenous_engagement/musqueam-and-ubc)

## 1) 国連先住民作業部会の設立と活動

経済的、社会的、文化的または人道的な国際問題の解決ならびに「人種、性、言語または宗教の差別なく」すべての者のために人権ならびに基本的自由（以降、人権と略す）を尊重することを目的の一つ（国連憲章1条3項）に掲げた国連は、経済社会理事会の下に国連人権委員会を、また人権委員会の補助機関として差別防止・少数者の保護のための小委員会（人権小委員会）を設置した。

1948年には国連総会は、国連人権委員会が起草した「すべての人民とすべての国民とが達成すべき基準」たる世界人権宣言を採択した。さらに「人民の同権および自決の原則の尊重」に基づく国際関係の発展を目的にしていること（国連憲章1条2項）から1960年に国連総会は、すべての「人民」（peoples）の自決の権利、とりわけ「従属下の人民」に完全な独立の権利を認める植民地独立宣言を採択した。外部より異なる民族集団がその伝統的な生活の領域に侵略または植民地化を行って、政治的、経済的または社会的に支配される立場に置かれた人間集団が、なおその独自の文化的なアイデンティティを保持し、その奪われた権利の回復を求めて運動を始めた。先住民族による復権運動である。その運動を国際的に展開する場として国連、とくにその国際的な人権保障のメカニズムが活用され始めた。

1971年人権小委員会は、「先住民」（indigenous populations）に対しての差別の問題を研究・調査することを任務にした特別報告者に、ホセ・マルティネス・コボを任命した。<sup>17)</sup>

国連での研究が始まり国連との協議資格を有する NGO 諸団体が

17) 「先住民」（indigenous populations, 個人の集まり、住民という意味）という名称は、国連憲章上の自己決定権を享有する人民（Peoples）という地位を認めない政府が求めていたものである。

Julian Burger, "From outsiders to centre stage Three decades of indigenous peoples' presence at the United Nations", Corinne Lennox, Damien Short eds. *Handbook of Indigenous Peoples' Rights*, Routledge, 2016, p316.

1977年9月スイス、ジュネーブの国連欧州本部に集まって米州諸国での先住民に対する国際 NGO 会議を開催した。このジュネーブ会議では「西半球の先住ネーションおよび人民の防衛のための原則宣言」を採択し、①先住ネーション (Indigenous Nations) を独立した国際法主体として承認、②他国と締結した先住ネーションの条約を尊重し履行、③先住ネーションの合法的代表が自由に締結した条約・協定に従ったもの以外での、国家による先住ネーションへの管轄権行使の不承認、④国際法に従った紛争の解決、⑤先住ネーション、集団の文化的な統一性の保全、⑥先住ネーションの領域における環境汚染、破壊、天然資源の枯渇、破壊行為を国家自ら行うか許容することの禁止、などを定めた。<sup>18)</sup>

このような先住民族の要求に対して1982年に人権小委員会は、その補助機関として5名の委員からなる「先住民作業部会」(Working Group on Indigenous Populations) を設置して、毎年開催される部会の場で世界の先住民族の人権状況の「進展」を検討するとともに、新たな権利の基準の設定も任務とした。部会は人権小委員会委員が正式のメンバーであるが、関連する国連加盟国の政府代表、国連機関の代表、人権 NGO の他に、世界の先住民族組織の代表もオブザーバーとして参加する場となった。

## 2) 先住民族の定義問題

1986年特別報告者のコボが発表した報告書において研究・調査活動の作業上用いた先住民族の定義を明示した。それによると、侵略および植民地化より以前から自らの領域で発達した社会を持ち、かつ、現在その領域を支配する社会または他の一部の階層とは自ら異なっていると

18) "International NGO Conference On Discrimination Against Indigenous Populations-1977-In The Americas September 20-23 Palais des Nations Geneva, Switzerland" Official Report by International Indian Treaty Council, SPECIAL ISSUE: TREATY COUNCIL NEWS, October 1977, Vol.1 No.7.



認識する集団である者であり、その領域と民族的なアイデンティティを保持し発展させて次世代へ引き継ごうとする者のこととされる。<sup>19)</sup>

一方で1989年に採択された「独立国家における先住民族および種族民」に関するILO第169号条約1条1項(b)号において、先住民族とは、「独立国内の民族で、征服・植民地化または現在の国境画定の際に当該国または国に属する地域にて居住していた住民の子孫であることから先住民族とみなされており、かつ、法律上の地位のいかに関係なく自らの社会、経済、文化および政治制度の一部またはすべてを保持している者」とされる。ILOが2009年に発行した第169号条約に関するガイドによると、同条約が先住民族として適用の対象とする上での客観的な基準が①征服または植民地化の前より社会として存在しており、歴史的な継続性を持つこと、②その祖先が当該国または地域に住んでいたという領域とのつながりがあること、そして③独自の社会的、経済的、文化および政治制度をいまでもその一部か全部を保持していることにあるとされる。また条約の1条2項は、「先住民族または種族民であるとの自己認識が条約の適用される集団であると認定する上での根本的な基準である」と規定している。条約適用の主観的な基準である。ガイドによれば、客観的な基準と主観的な基準の組み合わせに基づいて条約が適用されるという。<sup>20)</sup> また、ILO事務局国際労働基準局において169号条約を担当していた。リー・スウェプストン (Lee Swepston)、マヌエラ・トメイ (Manuela Tomei) 両氏が同条約の手引きを1996年に発行し、その中で条約での関連規定は先住民族を定義しようとするものではなくて定義の「適用の範囲」を定めたものであり、定義を確立してしまうと条約で認められる権利を享受することから一部の人々を排除してしまう

19) E/CN.4/Sub.2/1986/7/Add.4 para 379.

20) ILO, *Indigenous and Tribal Peoples' Rights in Practice a guide to ILO Convention No.169*, International Labour Office, 2009, pp9-10.

恐れがあるとして、結局集団の自己認識と所属する先住民族の共同体の受け入れがポイントであると解説をしている。<sup>21)</sup>

以上のことを踏まえて先住民作業部会の会期には世界中の先住民族(組織)の代表が参加してきた。<sup>22)</sup>

1988年より作業部会において「先住民族の権利に関する世界宣言(案)」の起草過程が始まり、作業部会で合意された草案を人権小委員会「先住民族の権利に関する国際連合宣言(案)」と表題を改めて採択したのち国連人権委員会に付託した。国連人権委員会は宣言の草案の検討を行うために、定員を設けない会期間開催の作業部会の設置を決定し、国連への協議資格の有無にかかわらず先住民族組織の代表によるオブザーバー参加を認めた。<sup>23)</sup>

### 3) 国連の国際先住民年および先住民の国際十年の指定、NGO との関係

1993年は、国連が指定した「国際先住民年」であった。<sup>24)</sup>また

21) マヌエラ・トメイ、リー・スウェプトン著、苑原俊明、青西靖夫、狐崎知己訳『先住民族の権利 ILO 第169号条約の手引き』論創社、2002年、22頁。

22) アイヌ民族は1987年の会期より、琉球(沖縄)人が1996年の会期より参加を始めた。上村英明、木村真希子、塩原良和『市民の外交 先住民族と歩んだ30年』法政大学出版局、2013年、略年表より。

23) 1995年3月3日の国連人権委員会決議。E/CN.4/RES/1995/32。  
拙稿「世界人権宣言と国連の人権基準設定活動—先住民族の権利宣言草案を中心に—」国際人権法学会『国際人権』1999年報、第10号、18-22頁。

1. はじめに 2. 宣言案の起草作業 3. 宣言案の特徴 4. まとめに代えて

24) 1990年12月18日国連総会決議 45/164。  
人権、環境、開発、教育および保健・健康という分野において先住民コミュニティ(indigenous community)が直面している諸問題の解決に向けた国際協力を強化することを目的にして、1993年を世界の先住民の国際年(the International Year for the World's Indigenous People)と宣言する。

1991年12月17日国連総会決議 46/128。  
総会第46会期中に世界の先住民の国際年のテーマとして「先住民—新たなパートナーシップ」(“Indigenous People—a new partnership”)を宣言する。国際年のための活動計画を採択する。人権担当国連事務次長を国際年のコーディネーターに任

1994年から2004年までの、「世界の先住民の国際十年」（第1次）<sup>25)</sup>が国連にて指定された。

この時期、「先住民族国連十年市民連絡会」および市民外交センターに加わった。1992年11月に前述の国連の動きを受けて『国際先住民年』市民連絡会が発足していたのであるが、大規模な熱帯林の伐採と開発のために先住民族の生活が脅かされている（→1992年6月に開かれた国連環境開発会議、地球サミットでのNGOの主要な関心であった）という視点で、環境NGOであるサラワク・キャンペーン委員会と熱帯林行動ネットワーク、そして国際人権を擁護するNGOである市民外交センターが中心となり、野村義一北海道ウタリ協会理事長（当時）や萱野茂氏、チュプチセコル氏らのアイヌ民族が呼びかけ人となって、首都圏のアイヌ団体、市民団体、研究者などのネットワーク（市民連絡会）という運動形態を採用した。その活動の内容は①構成団体、個人の活動のネットワーク、②ロビーイング（政策提言）、③啓発活動、④先住民族とのパートナーシップ、<sup>26)</sup>にあった。

ここで当時の世界における先住民族の復権の動きについて解説する。

国連における先住民族の復権運動をさらに後押したのが、1992年6月3日のオーストラリア連邦最高裁判所が先住民族の土地への権利に

---

命する。

25) 1993年12月21日国連総会決議 48/163。

1994年12月10日より始まる「世界の先住民の国際十年」（International Decade of the World's Indigenous People）を宣言する。十年の目的として、人権、環境、開発、教育および保健・健康という分野において先住民（indigenous people）が直面している諸問題の解決に向けた国際協力を強化することを決定する。人権担当国連事務次長を十年のコーディネーターに任命する。国連システムに先住民のための常設フォーラムを設立することの優先的な検討を国連人権委員会に要請する。

26) 『先住民族の10年 News』第210号（2014年10号）、小林純子「アニバーサリーノート第7、『先住民族の10年市民連絡会』の20年+α」より。また市民外交センターのWEBサイトが同センターの活動内容を紹介している。<http://shimingaikou.org>

ついでに認められたマボ判決であった。この判決はトレス海峡諸島民である原告（Eddie Mabo氏）がクイーンズランド州の法律で土地権を抹消されたことについて争い同州を訴えた事件であるが、連邦最高裁は（1）イギリスがオーストラリアの領有の根拠にした無主地（terra nullius）の法理について、自由権規約にオーストラリアも加入し普遍的な人権の価値を認めていることからその妥当性を疑問とし、（2）イギリスがコモンローを導入した国での先住民族には、その伝統的な慣習に従った土地に対する権利を有する（先住権原 native title）ことを認めた。同判決を受けて連邦議会は、1993年に先住権原法を制定した<sup>27)</sup>。

他方で日本においてはアイヌ民族による復権運動が1980年代より（国際）人権を根拠に展開した。1984年北海道ウタリ協会が総会で「アイヌ民族に関する法律案」（アイヌ新法案）を採択し、民族差別法である1899年の北海道旧土人保護法を廃止して、かわりにアイヌ民族の権利を保障する法律の制定を求めた。その概要は、①アイヌ民族の基本的な人権の回復と差別の撤廃、②地方議会および国会でのアイヌ民族の代表による特別議席の確保、③アイヌの子どもに対する総合教育政策、教育での差別撤廃、アイヌ語および文化の育成などの総合施策、④農業、漁業、林業、商工業面での条件整備、⑤アイヌ民族が自主的に運営する自立化基金の創設、⑥国と北海道にそれぞれアイヌ民族政策を審議するための審議機関を設置し、アイヌ民族の代表が参加することであった。

北海道は道知事の諮問機関である「ウタリ問題懇話会」を設置してアイヌ新法案と道のウタリ対策の検討を行い、1987年に報告書を作成した。

27) 2020年、「先住民族の土地権：人種差別禁止規範から見たオーストラリアの判例と国内法の展開」『大東法学』30巻1号、31-71頁。

序 第1章 オーストラリア先住民族の土地権要求 第2章 マボ判決  
第3章 人種差別撤廃条約と先住民族の土地権 結論

この報告では、①日本国憲法の下での「アイヌの人たち」の権利が十分に尊重され、社会的経済的な地位を確立させる権利宣言を制定、②アイヌに対する差別の改善のための人権擁護活動を強化、③アイヌ文化の振興、④自立化基金の創設、および⑤アイヌ民族政策と自立のための産業政策を審議するための、アイヌ民族代表を含む審議機関の設置が提言された。

当初の新法案にあった国会と地方議会におけるアイヌ民族代表の特別議席については、懇話会報告書の「付言」において否定された。特別議席が選挙権の平等(憲法15条1, 3項, 44条但書)と「全国民の代表」たる国会議員の性格(憲法43条1項)に関する規定に違反することが理由であった。<sup>28)</sup>

1986年の中曽根康弘総理大臣(当時)は、「日本が単一民族国家」、「日本国籍を持つ者で差別を受けている少数民族がいない」などの趣旨の発言を行った。これに対してアイヌ民族を含めたマイノリティの団体が抗議を行った。自由権規約への日本の加入に伴い条約の履行を監視する機関である自由権規約委員会が日本政府から提出される報告書を審査する手続きが始まっていた。そこで規約の27条に規定するマイノリティの権利との関連でマイノリティ当事者団体や支援する人権団体は委員会に情報を提供した。

その後の数回にわたる審査の後に、日本政府はアイヌ民族が規約27条の適用される少数民族であると認めることになった。

1980年 政府が委員会に提出した第1回報告書では、  
「本規約に規定する意味での少数民族は我が国には存在しない」と

---

28) 中村睦男『アイヌ民族法制と憲法』北海道大学出版会、2018年、109-110頁。

の記述であった。

1987年 第2回報告書では、

「本条との関係で提起されたアイヌの人々の問題については、これらの人々は、独自の宗教及び言語を保存し、また独自の文化を保持していると認められる」とされた。

1991年 第3回報告書では、

「本条でいう少数民族であるとして差し支えない」という記述に変わった。

1987年には北海道ウタリ協会の代表が国連先住民作業部会に初参加し、国連での先住民族が結集する復権運動に加わった。

1992年同協会の野村義一理事長（当時）が国際先住民年のオープニングにあたり国連においてアジアの先住民族の一人として演説を行った。

1997年札幌地方裁判所が二風谷ダム事件で、(1)アイヌ民族が自由権規約に従い文化享有権を持つマイノリティに該当し、かつその文化を尊重すべき先住民族にも該当すること、(2)ダムの建設において国にはアイヌ民族の文化について特に配慮すべき責務があったのかかわらず軽視し、土地を強制収用する裁決処分を行ったのは違法であったと判決した。

ここで裁判の歴史的社会的な背景を概説したい。原告は、収用裁決の対象となった土地の地権者である貝澤正氏（本人の死亡後、長男の貝澤耕一氏が承継）と萱野茂氏で、被告は北海道土地収用委員会であるが国が訴訟参加した。

1869年に明治政府は新たに編入した「蝦夷地」に、行政機関とし

て開拓使を設置するとともに、「蝦夷地」を北海道と改称した。開拓使はアイヌ民族に対してその習俗、生業活動を禁止するとともに同化政策を実施した。1877年に開拓使は北海道地券条例を制定して、アイヌの土地を官有地に組み入れ、1899年に帝国議会在北海道旧土人保護法を制定・公布し、アイヌの世帯を対象に農業のための土地を「給与地」として下付したものの、「和人」に譲渡した土地の面積、質と比べて著しく格差があった。

1986年に建設大臣（当時）が北海道日高地方の「沙流（サル）川総合開発事業」に係る沙流川水系二風谷ダム建設工事の事業認定を行い、1990年に北海道土地収用委員会が原告の土地について土地取得裁決処分を行った。本事件で原告側はその処分が違法で取り消しを求めたのである。

判決の中で札幌地裁は、アイヌ民族が「一地域に多数民族の支配が及ぶ以前から居住し、文化を有し、多数民族の支配が及んだ後も固有の文化を保持している場合に、多数民族の支配を了承して居住することになった少数民族の場合以上に、その文化を配慮」をすべき先住民族に該当しており、土地、資源および政治等についての自決権であるいわゆる先住権まで認めるか否かはともかく、建設大臣には、先住少数民族の文化等に影響を及ぼすおそれのある政策の決定及び遂行にあたり、民族の権利に不当な侵害が起きないようにするため、文化等に特に十分な配慮をする義務があると認め、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当に軽視ないし無視し、アイヌ文化に対する影響を可能な限り少なくする対策を講じないまま事業認定した点が土地収用法に違反するとした。<sup>29)</sup>

29) 1999年、「先住マイノリティの権利保障 国際人権条約とアイヌ民族」『法学セミナー』2月号、特集 国際人権法のじょうずな使い方、44-45頁。  
Toshiaki SONOHARA, Toward a Genuine Redress for an Unjust Past: The Nibutani Dam Case, Murdoch University Electronic Journal of Law, Vol 4 No 2, (June 1997)  
<http://www.murdoch.edu.au/elaw/issues/v4n2/sonoha42.html>

他方で1997年に日本政府は北海道旧土人保護法に代わるものとして、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定した。この立法にあたり内閣府に置かれた「北海道ウタリ対策の実情およびウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告を受けたものであった。自由権規約委員会に提出した日本政府第4回報告書では、有識者懇談会の報告書の中の「中世末期以降の歴史の中で、和人との関係で我が国固有の領土である北海道に先住していたと認められるアイヌの人々」という表記が引用された。1998年、政府報告書の審査後に自由権規約委員会は、次のコメントを含む総括所見を公表した。

「委員会は、土地への権利の不認定と同様に、言語及び高等教育に関する先住民族で少数者であるアイヌ (Ainu indigenous Minority) への差別について懸念を有する。」

つまり、北海道旧土人保護法の廃止とアイヌ文化振興法が制定されたものの、アイヌ民族の土地への権利が認められず、また言語、高等教育での差別が撤廃されていないことへの懸念が示された。<sup>30)</sup>

## スイス、ジュネーブにて

スイス、ジュネーブの国連欧州本部で開催される先住民族に関連す

---

国際法学会が編集している『国際法判例百選』（2001年初版、2011年第2版、2021年第3版）所収の同事件の評釈（担当者名と箇所）は以下の通り。

2001年 今井直宇都宮大学教授、98-99頁。

2011年 孫占坤明治学院大学教授、100-101頁。

2021年 小坂田裕子中京大学教授、106-107頁。

- 30) 1998年、「いわゆるアイヌ文化振興法について—国際法の視点から—」八千代国際大学紀要『国際研究論集』10巻4号（1998年）、90-115頁、では法律が目指すアイヌ文化の振興のための施策と先住民族の知的所有権を含む文化遺産の保護制度との比較・検討を行った。

1. はじめに 2. 先住民族の文化遺産の保護 3. 新法の分析 4. 結びに代えて



るフォーラムでの動きについて筆者の個人的な体験も交えて説明する。1997年の国連先住民作業部会第15会期（7月28日—8月1日）に筆者は、6名のアイヌ民族と1名の琉球（沖縄）人とともに参加した。この年は先住民族の国連NGOによるジュネーブ国際会議開催（1977年）から20周年にあたり、記念に部会の初日、カラフルな民族衣装を着た人々がパレ・デ・ナシオン（欧州国連本部）の構内を行進した。その後に参加者は会議場に集合し土地への祈りを捧げるとともに、各地の先住民族代表（アジア地域はアイヌ民族）が記念の演説をするセレモニーを実施した。その後、本来の議題の審議に入り、「環境、土地および持続可能な開発」という当会期のテーマと関連して、アイヌ民族の参加者からアイヌ文化振興法が先住民族としての権利を保障するものでないこと、日本政府が自由権規約委員会に提出した報告書のなかでアイヌの土地である北海道を「日本固有の領土」と表記したことについて、歴史上の誤りでありアイヌ民族の土地への権利を否認するものだとの声明が出された。また琉球（沖縄）からの参加者からは琉球の歴史と基地問題に関する声明も出された。

また1995年の先住民作業部会に筆者は野村義一北海道ウタリ協会理事長の通訳として参加した。人権小委員会を通過した「先住民族の権利に関する国連宣言（案）」の検討を行う国連人権委員会（当時）の下での作業部会の設置が予定されていたので、この会期では人権委員会の作業部会での先住民族の参加について議論がなされて、国連のNGOとしての諮問資格を持たなくとも先住民族団体によるオブザーバー参加が認められた。従って人権小委員会のWGIPと同様、国連人権委員会での検討作業でも当事者である先住民族が参加することとなった。

1996年の人権委員会作業部会の第2会期においては、議長による一方的な議事運営に対して先住民族側が国連機関への（国家・政府との）対等で全面的な参加を保障するように求めた。そこで1997年の第3

会期の作業部会で、先住民族の代表も加わって宣言案についての「非公式協議」を行い政府代表委員とのコンセンサスが得られた条文について、そのあとで政府代表委員だけの「公式協議」の場で採択を行うとの手続き<sup>31)</sup>が取られるようになった。

## 5. 2000年代：国連宣言の採択とその後

1999年4月より縁があって、大東文化大学法学部へ教授として移籍することになった。

### 1) 国連宣言の採択まで

2000年代に入ると、先住民族の復権運動に関わって国連内での機構の改革が行われた。その一つが、先住民族問題に関する常設フォーラム (Permanent Forum on Indigenous Issues, PFII) が経済社会理事会の補助機関として創設されたことである。これは1993年の世界人権会議以降、自分たちの代表が正式に参加する（出席し、発言し、そして議決する）国連内部にフォーラムを作るよう先住民族側が求めてきたことによる。2000年、経済社会理事会は16名の委員で構成され、そのうち半数が先住民族である常設の機関を創設すること、そしてこの機構の任務として、先住民族の経済・社会的発展、文化、環境、教育、保健衛生および人権に関する問題を議論し、理事会へ助言を行うことなどを定める決議を採択した<sup>32)</sup>。

31) 市民連絡会の通信である『先住民族の10年 News』での筆者による WGIP 報告、第38号（1997年10月4日）、相内俊一氏による人権委員会作業部会の報告、第40号（1997年12月13日）より。これらの記事は、先住民族の十年市民連絡会研究プロジェクトチーム『アイヌ民族の国連活動の成果と展望～20年の活動をふりかえる～』2009年（非売品）に再録されている。

32) 経済社会理事会決議 E/RES/2000/22。決議の日本語訳は、拙稿「先住民（族）問題常設フォーラム設立 国連経済社会理事会にて決議」『先住民族の10年 News』第71号、（2001年2月17日）

フォーラムの先住民族委員については、社会的文化的な基準により世界を7つの地域（アフリカ、アジア、中南米・カリブ、極北、中・東欧・ロシア・中央アジア・トランスコーカサス、北米および太平洋）内で先住民族が選出する各地域1名と、アジア、アフリカおよび中南米地域の中からローテーションにより選出する1名で構成され、政府側の8名の委員と同様に議論に加わり、またコンセンサス方式<sup>33)</sup>での意思決定に参加する方式が採用されている。

2006年に人権分野での国連機構改革により、国連人権委員会とその下部機関（人権小委員会およびWGIP）が廃止となり、かわりに国連総会の下に国連人権理事会が創設された。2001年に国連人権委員会が「先住民の人権および基本的自由の状況に関する特別報告者」という特別手続きを創設し、先住民の人権に対する侵害にかかる情報の受付と収集などを行い、人権侵害の防止と救済を行うための措置を勧告する任務を与えた。国連人権委員会の廃止後は、国連人権理事会の特別手続きとして任務を継続している。他方でWGIPに代わり、5名の委員（個人資格で選出される専門家）で構成される先住民族の権利に関する専門家メカニズム（Expert Mechanism on the Rights of Indigenous Peoples, EMRIP）が国連人権理事会の補助機関として2007年に創設<sup>34)</sup>された。

## 2) 国連宣言の採択

2005年12月と2006年1月から2月にかけて国連人権委員会作業部会が開かれて、国連宣言案についての検討が終わった。この部

33) 「先住民族の権利保障に関わる国連メカニズムについて」『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由、繁栄をめざして—』【横田洋三先生古稀記念論文集】国際書院、2011年、285-310頁。特に296頁。

はじめに 1 特別報告者 2 専門家メカニズム 3 常設フォーラム

4 国連人権理事会 おわりに

34) 前掲、「先住民族の権利保障に関わる国連メカニズムについて」、288頁。および292-293頁。

会に参加した日本の NGO と北海道ウタリ協会の代表のそれぞれの報告によると、自己決定権、集団の権利、土地・領域、資源という重要な規定に関して政府代表と先住民族代表との間で文言の修正、追加の文章の「再起草」にかかる「交渉」が行われたうえで、合意されたものとそうでないものについて部会議長が人権委員会に報告することとなった。<sup>35)</sup>

同年3月に国連人権委員会が廃止されて代わりに国連総会の補助機関として国連人権理事会が設立され、6月に同理事会は「先住民族の権利に関する国連宣言」(United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, 略称 UNDRIP) を採択した。理事国のうち賛成が30か国、反対が2か国(カナダ、ロシア)、11か国が棄権、4か国が投票を欠席した。

ところが国連人権理事会の決議を受けた国連総会の第3委員会では、宣言案の審議を会期の終わりまで先送りするというアフリカ諸国による決議案が採択された。その後宣言の主要な規定を骨抜きにするような修正案が相次いで提案された。これに対して先住民族代表からなる交渉グループ(グローバル先住民族コーカス)が宣言案の採択に前向きな政府とともにアフリカ諸国との協議を行い、宣言が独立国の領土保全を損なわないとする修正条項を加えた宣言案を受け入れた。この合意案についてアイヌ民族団体を含む世界の先住民族団体との協議を経た上で、合意案は第3委員会を経由せずに2007年9月13日、国連総会本会議において採択されたのである。日本を含む143か国が賛成、米、カナダ、豪、ニュージーランドの4か国が反対、11か国が棄権した。(反対票を投じた4か国は、のちにいずれも宣言の支持を表明することになっ

35) 手島武雅「第11会期国連「先住民族権利宣言案」作業部会「先住民族権利宣言」をめぐる最近の動向」『先住民族の10年 News』122号、(2006年3月)、阿部ユボ「参加報告」同123号(2006年4月)、前掲、『アイヌ民族の国連活動の成果と展望』114-118頁。

た。<sup>36)</sup>

宣言の本文は46カ条からなり、核となる権利としての自己決定権が規定され、そのほかに自治権、土地・資源に関する権利、環境保全に関する権利、文化・教育に関する権利、強制同化・移住の禁止、先住民族条約の尊重、FPIC（自由で事前の情報を得た上での同意）原則などを保障している。<sup>37)</sup>

## 6. 先住民族と開発・環境問題

### 1) 開発・環境問題と先住民族の権利

前に触れたように、1992年の国連環境開発会議において、環境の保全や開発問題と先住民族との関係に関する認識が深まり、その結果この会議で合意された「環境と開発に関するリオ宣言」では、「先住民 (indigenous people) とその共同体及びその他の地域共同体」について「環境の管理と開発において重要な役割を有する」こと、そして各国がこれらの者の「主体性、文化及び利益を認め、十分に支持し、持続可能な開発」への「効果的な参加」を可能にさせるよう求めた。(第22原則)

この文言は先住民族の「権利」について直接言及するものではないが、国連宣言の採択以降、一部の地球環境保全の条約で設置される締約国会議の結論や会議で採択された議定書などにおいて先住民族が言及されるようになってきている。ここでは、1992年のリオ会議で採択された生物の多様性に関する条約 (Convention on Biological Diversity, CBD) を取

36) 国連総会での宣言案の審議について、上村英明「先住民族の権利に関する国連宣言」獲得への長い道のり」明治学院大学国際平和研究所『PRIME』、27号（2008年）、53-68頁。特に59頁および62頁。

37) 国連宣言の日本語訳は、各種の条約集に掲載されているもの以外に前記の市民外交センターのHPに所収のもの、またはアイヌ民族の権利問題についてのNGOである北大開示文書研究会 (<https://www.kaijiken.sakura.ne.jp>) のサイト内の資料室にある、平田剛士編、市民外交センター訳「簡易ブックレット 先住民族の権利に関する国際連合宣言」（2016年）(kaijiken.sakura.ne.jp/archives/undrip.html) を参照。

り上げる。

CBD では、「伝統的な生活様式を有する」多くの先住民共同体およびその他の地域共同体 (indigenous and local communities, ILC s) が「生物資源に緊密にかつ伝統的に依存している」ことと、「生物多様性の保全およびその構成要素の持続可能な利用」に関連した伝統的な生活様式を具現化する「知識、工夫および慣行」(knowledge, innovations and practices、伝統的知識等) がもたらす利益の「衡平な配分」を望ましいという認識 (条約前文) が示されるとともに、条約の規定では伝統的知識等の尊重、保存および維持、これらの知識を有する者の「承諾と関与」を伴って伝統的知識等をより広く適用することとその利用がもたらす利益の衡平な配分」を奨励することを締約国が「自国の法令に従い」、「可能な限り、かつ適切な場合に」行うよう定めている。(8条 j 号)

この条文の実施について CBD の締約国会議は、相次いで拘束力がない指針、綱領文書を採択している。

① ILC s が伝統的に占有もしくは利用する聖地、土地および水域において遂行が提案されているか、影響を及ぼす蓋然性のある開発行為に関する文化、環境及び社会的な影響評価の実施についての、Akwé: Kon 任意指針。

② ILC s の文化的並びに知的遺産の尊重を確保するための、Tkarihwaíeri 行動綱領。

③ 先住民族および地域共同体 (indigenous peoples and local communities) の知識、工夫および慣行へのアクセス、生物多様性の保全および持続可能な利用に関連した知識、工夫および慣行の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、伝統的知識の不法な盗用を報告・予防するために、国内事情に応じて「事前の情報に基づく同意」、「自由で、事前の情報に基づく同意」もしくは「承諾と関与」を確保するメカニズム、立法またはその他の適切なイニシアティブ

を策定する、Mo'otz kuxtal 任意指針。

④生物多様性の保全および持続可能な利用に関連する伝統的知識の返還 (Repatriation) のための、Rutzolijirisaxik 任意指針<sup>38)</sup>。

これらの文書で、2014年の第10回締約国会議以降に採択されたものは、先住民族 (indigenous peoples) を、以前のような先住民族共同体 (indigenous communities) でなく、集団的な存在として表記している。ただし第10回締約国会議での決定によって、①「先住民族および地域共同体」という用語を用いることから、CBD 8条j項の法的な意味に影響しないこと、②同じくCBDの下での締約国の権利および義務に変更をもたらすと解釈されないこと、③またこの語句の使用が、CBDを解釈する上での文脈、当事国の間で後に成立した合意もしくは後で生じた慣行を構成するものでなく、または当事国が特別の意味を付与するものでもない、とされている。このうち③項は、条約規定の解釈にかかる原則を定めるウィーン条約法条約31条2項、31条3項(a)、(b)、31条4項の適用を除外することを意味している<sup>39)</sup>。

## 名古屋でのCOP10について

2010年のCBD第10回締約国会議に参加する内外からの先住民族団体 (二風谷ダム事件の原告、貝澤耕一氏も含む) の支援団体として前述した市民外交センターが担うことになり、スタッフへCBDの概要および先住民族との関係について事前のレクチュアを行った。また会議には湿地保全のNGOであるラムサール・センターの一員として、議場外での参加の機会を得た。

COP10では、CBDでの遺伝資源の取得と利益の配分ならびに遺伝資

38) ①第7回締約国会議決定VII/16, ②第10回会議決定X/42, ③第13会議決定XIII/18, ④第14会議決定XIV/2

39) 決定XII/12の中の項目F「先住民族および地域共同体」より。UNEP/CBD/COP/DEC/XII/12, p p 15 - 16.

源に関連する伝統的知識の取得と利益の配分に関する名古屋議定書が採択された。

この議定書は、ILC s が所有する遺伝資源の利用で生じた利益につき、「ILC s の確立された権利に関する国内法令」に従い、「相互に合意する条件」に基づいて、関連する ILC s に対し公正かつ衡平に配分するための措置を適切な場合に締約国がとるよう求める。(5条2項) また ILC s が遺伝資源の取得の機会を与える「確立した権利」を有する場合には、この取得において関連する ILC s による「情報に基づく事前の同意」または「承諾と関与」が得られるよう締約国が「適切な場合に、国内法令に従って措置」をとるとされる。(6条2項)

一方で遺伝資源に関連した伝統的知識で ILC s が所有するものにつき、関連 ILC s の「情報に基づく事前の同意」または「承諾および関与」を得た上で取得できるよう、また ILC s と知識の利用者とが「相互に合意する条件」を設定するように締約国が「国内法令に従って措置」をとることも求められている。(7条)

さらに締約国は、関連する ILC s の「効果的な参加」を得て、この知識の利用による利益の衡平な配分について、潜在的な利用者に情報提供し、知識の取得と利益の配分にかかるルールを設定するなどの措置をとることが求められている。(12条) 16条においては遺伝資源と結びつく伝統的知識の取得の機会と利益配分につき、ILC s の「情報に基づく事前の同意」または「承諾と関与」の上で利用がなされたこと、ILC s の所在する他の締約国による取得や利益配分を国内法令もしくは規則で求められるときに「相互に合意する条件」が確立していることを確定するため、締約国には措置をとる(コンプライアンスの確保)よう求められる。(16条)

議定書の先住民関連の規定については、ILC s、特に先住民が権利保持者であるという視点が弱く、いずれも締約国の取る「措置」や国



内法令という制約の下におかれていることに限界があることを指摘する学説がある。<sup>40)</sup>

一方でCOP10では、世界における生物多様性の保全を目的として2020年までに達成すべき目標（愛知生物多様性目標）が決められた。このなかでILCsを言及した目標、ターゲットの規定があった。2022年のCOP15ではこの愛知生物多様性目標に代えて、2030年までに達成すべき新たな目標を盛り込んだ「昆明・モンリオール・グローバル生物多様性枠組み」が採択された。この枠組みを実施する上での先住民族および地域共同体の貢献と権利について項目を設けている。そこでは、先住民族および地域共同体の生物多様性に結び付いた伝統的知識、工夫、世界観、価値及び慣行を含めた知識、権利が、関連する国内法、国連宣言を含む国際文書ならびに人権法に従い、尊重され、記録され、保存されるように確保することで枠組みを実施することが求められている。<sup>41)</sup>

なお筆者は所属する国際人権法学会の設立15周年を記念する論文集のなかで、国際人権法と環境保全との関係を論じつつ、特に土地・資源への権利のような先住民族の権利の保障と環境の保全との関連について考察したことがある。<sup>42)</sup>

40) 上村英明、苑原俊明著「先住民族と生物多様性：生物多様性条約第10回締約国会議の成果を概観する」『大東文化大学法学研究所報』31号、(2011年3月)、上村担当部分第III章、19頁。

41) Decision adopted by the Conference of the parties to the Convention on Biological Diversity, 15/4 Kunming - Montreal Global Biodiversity Framework CBD/COP/DEC/15/4, Section C. Contribution for the implementation of the Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework, 7(a)。

42) 国際人権法学会編『講座国際人権法』第2巻「国際人権規範の形成と展開」信山社、2006年、第13章「先住民族の権利と環境」、344-361頁。

はじめに I 環境保全と人権の関係 (1) 国際社会での「環境権」論 (a) 人間環境宣言、リオ宣言 (b) 国連人権機構での検討 (c) ヨハネスブルク宣言・実施計画 (2) 国際人権法における環境保全の理念 (a) 自由権 (b) 社会権 (c) 人および人民の権利に関するアフリカ憲章 II 先住民族と環境 III 結語

## 2) 国際協力銀行のガイドライン

政府系金融機関から民営化された国際協力銀行は、事業に対する融資において環境および社会面で悪影響がないように配慮するためのガイドラインを制定、改訂してきた。(環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン、以下指針) この指針における先住民族の位置づけの変遷を検討する。

### ① 2003年4月の指針

この指針の前書きで環境社会配慮とは「自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮」することと定義する。そして融資対象のプロジェクトが「環境や地域社会に与える影響を回避または最小化し、受け入れることのできないような影響をもたらさないよう」「プロジェクトの実施主体者により適切な環境社会配慮がなされていることを確認」することを基本方針としている。指針の第2部で、検討する影響のスコープを列挙する中で、社会的関心事項の一つに先住民族を明示している。

### ② 2009年の指針

この指針では「株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行」という名称になり、確認手続きで環境レビューの対象であるカテゴリーAに属する、「先住民族のための対策を要するプロジェクト」を初めて明示し、この場合での「先住民族計画」の提出義務を定めている。

### ③ 2014年の指針

国際協力銀行による単独の、および同銀行と民間金融機関の協調融資に依って建設されたフィリピン、アグノ川のサンロケ・ダムが、地元の先住民族イバロイ住民の立ち退きと不十分な補償などの人権問題を引き起こした。そこで指針改訂にかかるパブリック・コンサルテーションに対して、市民外交センターを含めた日本の環境、開発、人権 NGO からは、プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供され

た上での自由な事前の合意（FPIC）が得られていなければならないことを要件とすべきとする提言が行われた。改定後の2014年の指針では先住民族が「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の独立した項目と位置付けられるとともに、「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する当該先住民族の諸権利が尊重される」こと、そして「十分な情報が提供された上での自由な事前の協議」を通じ、先住民族側の「合意」が得られるよう「努めなければならない」ことが規定された。

#### ④ 2015年指針

この指針では、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意がえられなければならない」として、要件たる位置づけが明確化される。

#### ⑤ 2022年指針

この指針の前書きでは、「非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面」とあったものを「社会環境」を含む環境に配慮すること、そして「人権配慮」も含まれるという規定ぶりに変更されている。

先住民族の言及が落ちている。他方で配慮すべき項目のなかに先住民族を入れるとともに、「十分な情報が提供された上での自由な事前の合意が得られていなければならない」とすることは従前の指針と同様である。<sup>43)</sup>

---

43) 「先住民族の権利-事前の自由なインフォームド・コンセント原則との関連で-」『国立民族学博物館研究報告』32巻1号（2007年）

1. はじめに
2. 国際開発援助機関とFPIC原則 2.1世界銀行 2.2国際協力銀行
- 2.3国際協力機構
3. 国連での議論 3.1国際労働機関（ILO）第169号条約 3.2先住民族の権利に関する国連宣言 3.3 2001年ワークショップ 3.4 2003年ワークショップ 3.5国連先住民作業部会 3.5.1予備作業文書 3.5.2補充作業文書および指針案 3.6先住民族問題フォーラム
4. 結語

## 7. 2010年代から現在、そして将来？

### 1) 国会決議、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書について

2008年6月6日に衆・参両議院は、アイヌの人々が「日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」として認めたいえでアイヌ政策の見直しを行うこととそのための有識者による意見の聴取を行うとの「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を採択した。これを受けて同日、内閣官房長官が談話を発表し政府として「アイヌの人々」が日本での先住民族であることを認めて、内閣官房の下で有識者懇談会を設置しアイヌ政策の検討を行うとした。この有識者懇談会は2008年8月から2009年7月まで会合したのち2009年7月に報告書を発表した。筆者はこの報告書の内容について国連宣言<sup>44)</sup>など国際人権法による先住民族の権利保障という視点から検討を行った。さらに筆者はアイヌ政策の現状について脱植民地化と自己決定の回復、大規模な人権侵害による被害に対する謝罪と賠償という視点から批判的な検討を行った<sup>45)</sup>。

44) 『『アイヌ民族を先住民族とする』ことの法的意義は何か。』『大東文化大学法学研究所報』30巻(2010年3月)13-19頁。1. はじめに 2. 権利侵害の歴史・社会的文脈 2-1 1945年まで 2-2 1946年以降 3. アイヌ民族と国際人権法 3-1 自由権規約の適用 3-2 国連先住民作業部会および国連宣言起草過程への参加 3-3 国連人権理事会による対日普遍的定期審査(UPR) 4. 『アイヌ民族を先住民族とする』ことの法的意味 4-1 用語について 4-2 立法府の責任 5. 終わりに

45) 「日本の実情にあわせたアイヌ政策？その批判的検討」『大東文化大学法学研究所報』38巻(2018年)、37-51頁。

1章 はじめに 2章 アイヌ民族の地位と権利の回復 1節 現在のアイヌ民族の位置づけ 2節 報告書のなかでの位置づけ 1) アイヌ民族と植民地化 2) アイヌ民族の土地と資源への権利 3) 大規模な人権侵害に対する賠償と権利の回復 3章 結語

## 2) 先住民族と国際法の動向

設立30周年を記念して市民外交センターが2012年に出版した本に筆者は論考を寄せて、国連宣言の採択以降の国際法の動向について論じたことがある。<sup>46)</sup>2014年には、先住民族の権利実現について現状を検討する、「先住民族に関する世界会議」(WCIP)として知られる国連総会のハイレベル会議が開催された。これを受けて、会議に参加したアイヌ民族と琉球(沖縄)人の代表を交えて、先住民族の10年市民連絡会が「先住民族の20年を振り返って、そしてこれから」と題するシンポジウムを開催した際に筆者はコメンテーターとして参加してコメントを行った。<sup>47)</sup>

2010年に国連の先住民族問題常設フォーラムのメンバーがフォーラムに提出した「発見の法理として知られる国際法の構成が先住民族へ及ぼした影響に関する予備的研究」報告書を素材として、筆者は近代国際法の中で先住民族に対する差別観が組み入れられた背景を探った。そのなかで1455年のローマ教皇勅書からみられる、ヨーロッパのキリスト教国が、世界のその他の民族の住む土地、領域そしてそれに結び付いた天然資源を収奪すべくこれらの民族を非人間化、差別する根拠としての「発見」、「先占」などの「支配の枠組み」を国際法の中に生み出した過程を考察した。<sup>48)</sup>

46) 「先住民族と国際連合・国際法の動き」上村英明／木村真希子／塩原良和編著『市民の外交 先住民族と歩んだ30年』法政大学出版局、2013年、64-75頁。

1 先住民族の権利に関する国際連合宣言 2 先住民族に関連する国連メカニズム・機構 3 生物多様性と先住民族 4 先住民族に関連する世界会議開催に向けて

47) 筆者のコメントを載せたシンポジウム報告は、『先住民族の10年 News』第210号(2015年3月)に掲載。

48) 「「発見の法理」と「支配の枠組み」を探求する—国連「予備的研究」報告書の分析—」『大東法学』23巻2号(2014年)207-231頁。

1. はじめに 2. 「予備的研究」第1章 「発見の法理」および「支配の枠組み」概念 3. 「予備的研究」第3章 概要と検討 4. 「予備的研究」第5章 概要と検討 5. 「予備的研究」第6章 概要と検討 6. 「予備的研究」第7章 概要と

2020年に入ると筆者の研究は、① 地球温暖化と国際人権の関係、ならびに② カナダでの先住民の権利にかかる法制およびジェンダー差別に焦点を当てたものとなった。そこで、それぞれのテーマについての研究ノートを法学研究所の所報と大東法学の誌上で発表した。

地球温暖化に関連して、政府による対策の策定や石油・電力会社の排出にかかる責任を問う訴訟（気候訴訟）が世界中で提起されている。そのなかで環境 NGO がオランダ政府を相手取って温室効果ガス排出削減を求めた Urgenda 財団対オランダ事件（2019年オランダ最高裁判決）と、環境 NGO 及び個人が集団で原告となりロイヤル・ダッチ・シェル社を相手に一層の排出削減を求めた事件（2021年ハーグ地方裁判所判決）の判決文の一部を日本語に訳したうえで、その内容について検討した<sup>49)</sup>。

一方で、カナダにおいて2007年の国連宣言を国内（初めにBC州、のちに連邦）の法制度へ組み入れるための州法と連邦法が相次いで制定されている。

それらの立法について日本語に訳出するとともに、その制定の経緯と法的な意義について考察するノートを、法学研究所報に掲載した。特に後者では国連宣言に定める「事前の自由で情報を受けたいうでの同意原則」の解釈をめぐる、連邦議会での議論や同原則についての学説、国連での研究報告書ならびに米州人権裁判所の判例による国際的な実行を取

---

検討 結びに代えて

49) 「気候訴訟と国際人権法 —Urgenda 財団対オランダ王国事件—」

『大東法学』30巻2号（2021年3月）、119-140頁。

はじめに、1章 事件の背景と経過、2章 オランダ最高裁判所の判決要旨、

3章 最高裁判決の本文、4章 結語

「新たな気候訴訟と国際人権法—地球の友オランダ支部ほか 対 ロイヤル・ダッチ・シェル社 事件」『大東法学』31巻1号（2021年11月）、171-190頁。

1. はじめに、2. 判決文、3. 考察

り上げて考察した。<sup>50)</sup>

以前よりカナダ国内で先住民族の女性や少女たちが行方不明になったり、殺害されたりする事件が多発したことが知られていた。これらの事件について2013年にカナダが批准した女性差別撤廃条約での重大で組織的な人権侵害に該当するとして、同条約の履行監視にあたる女性差別撤廃委員会（CEDAW）からは全国レベルの事実調査（inquiry）の実施を含め様々な勧告が出された。<sup>51)</sup>

2016年に連邦政府が失踪・殺害された先住民族女性および少女（Missing and Murdered Indigenous Women and Girls）についての調査委員会を設置し、2019年6月に同委員会が、『パワーと場所を取り戻す』（“Reclaiming Power and Place”）と題する最終報告書とそれに関連した州別および補足の報告書を発表した。これは先住民族である女性と少女ならびに性的マイノリティーへの差別の撤廃において重要な課題を提起したものであり、またこの分野での歴史的な政府（国家）による政策を「ジェノサイド」として位置付けるものである。そこで最終報告書の要約版の一部と、「ジェノサイド」についてのカナダの国家としての責任に焦点を当てた補足報告を日本語に訳して紹介するとともに、

50) 「カナダの最近の立法について—先住民族の権利に関する国連宣言の国内実施—」  
『大東文化大学法学研究所報』40号（2020年3月）、43-47頁。

1. はじめに、2. 連邦法（案）、3. 比較検討と課題

「カナダ連邦法の成立—事前の自由で情報を受けたいうでの同意原則—」

『大東文化大学法学研究所報』42号（2022年3月）、41-58頁。

1. はじめに、2. 連邦法の抄訳、3. 法案審議でのFPICについての議論と宣言の解説、国際的な実行、4. 結論

51) Committee on the Elimination of Discrimination against Women, *Report of the Inquiry concerning Canada of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women under Article 8 of the Optional Protocol to the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women*, CEDAW/C/OP.8/CAN/1

若干の検討を行った。<sup>52)</sup>

現在、いまだ解決されずに進行中の問題が① 先住民族の遺骨返還問題、② アイヌ民族の漁撈の権利にかかる訴訟である。前者は、19世紀から20世紀にかけてアイヌ民族の土地（「蝦夷地」、のちの北海道、樺太）にある墓地から日本人研究者が遺骨を発掘・持ち出し、研究材料とした問題である。琉球（沖縄）においても同様の問題が提起されている。後者は、2020年に北海道、浦幌町のアイヌ民族（「ラポロアイヌネイション」Raporu Ainu Nation）が原告になり国と北海道を被告にして十勝川河口部で鮭を捕獲する権利が持つ旨、確認を裁判所に求めている。いずれも先住民族の権利にかかわるイシューである。<sup>53)</sup>

これらはアイヌ民族の先住権に関わる問題群であるが、現在のアイヌ施策につながる2009年の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告では触れられていないものである。筆者は2009年、日本国際人権法学会第21回大会において「アイヌ民族の先住権の行方」と題した研究報告を行った。<sup>54)</sup>

52) 「カナダにおける「ジェノサイド」—2019年失踪・殺害された先住民族女性・少女に関する全国調査委員会最終報告書から—」『大東法学』32巻1号（2022年12月）、1-38頁。

1. はじめに、2. 要約版の抄訳、3. 正義への要求、4. 考察

「「ジェノサイド」にかかるカナダの国家責任：失踪・殺害された先住民族女性および少女に関するカナダ全国調査委員会の2019年補足報告書」『大東法学』32巻2号（2023年3月）、119-174頁。

1. はじめに、2. 報告書の日本語訳、3. 考察

53) アイヌ民族の遺骨返還とラポロアイヌネイション「サケ捕獲確認」訴訟については、「北大開示文書研究会」のWEBサイトに背景説明や裁判資料のデータベースがあるので参照されたい。kaijin.sakura.ne.jp また次も参照。植木哲也『学問の暴力：アイヌ墓地はなぜあばかれたか』新版、春風社、2017年。

琉球人の遺骨返還訴訟については、次を参照。松島泰勝、山内小夜子『京大よ、還せ：琉球人遺骨は訴える』耕文社、2020年。また次も参照。松島泰勝『学知の帝国主義：琉球人遺骨問題から考える近代日本のアジア認識』明石書店、2022年。

54) 報告の概要は、学会紀要『国際人権』2010年報（第21号）、信山社、に収録されている。



「はじめに」で触れたように筆者は北大で学んだ。これは先住アイヌ民族の土地を奪い、占有し、現在まで差別を構造化させている「移住者」の一人が研究に従事しているという筆者の位置を示している。このことは自省したい。民族差別の構造を変えるにはアイヌ民族の先住権の承認と尊重とが不可欠である。これは先住民族の権利に関する2007年の国連宣言の誠実な実施を伴うべきであるが、筆者はこの宣言が成立する以前の段階での、先住民族の権利にかかる国際基準がアイヌ民族に対して全面的には適用されていない問題を学会において指摘していた。この学会報告の未発表資料を掲載して問題の所在を明らかにしたい。

国際人権法学会第21回（2009年度）研究大会 報告資料  
2009年11月14日 甲南大学

## アイヌ民族の先住権の行方

大東文化大学法学部

苑原 俊明

### 1. 多文化主義と先住民族

先住民族とマイノリティ多民族・多文化社会とリベラル・デモクラシーとの関連に関する研究の第一人者、カナダ、クイーンズ大学教授のキムリックは、引用文献の『新版現代政治理論』において「多文化主義」を、移民、民族的少数者、先住民、人種、民族宗教集団など民族文化的な集団が、国家の市民権に基づく市民的・政治的権利以上のものを要求しており、これらの集団に固有のアイデンティティ・ニーズが認められるよう要求していることを示す、包括的な用語として定義している。（486頁）この際これらの集団が少数派であるということから、多文化主義を

少数者の権利として把握している。また国家が公用語の採択、教育の場での使用言語などを通じて社会全体に特定の文化を普及させる「国民建設」の過程において、国内の少数派がどのように対応したかという側面から、少数派をいくつかの類型（民族的少数派、移民、孤立主義的な民族宗教的集団、外国人居住者、人種カースト集団）に分類する。（503頁）

このうち民族的少数者は、「大きな国家に組み込まれる以前に、歴史上の母国において完成され、よく機能する社会を形成していた集団」をさし、そのなかで、自ら多数派である国家を有していないか、過去有したことのあるもの、または国家を追求しているネーション」例えば、カナダのケベック人などと、「伝統的土地が入植者によって侵略者によって侵略され、強制的に、あるいは条約を通じて、彼らが異邦人とみなす人々によって運営される国家に組み入れられてきた」先住民族とを区別している。

ただし両者とも、多数派の国民建設に対抗して、自らの言語が使用される自治制度を維持、回復することを要求してきたという。（505頁）

ここでは先住民が国際法において要求する権利、いわゆる先住権のなかで言語権と自治権に焦点を当てている。

一方でキムリッカは、ほかの著作において移民と難民という「新しい少数派」と、歴史的に定住した民族的少数派および先住民からなる「古い少数派」を区別したうえで、国連では前者が主に文化の享有権の保障を目指し、後者では内部的な自己決定権の承認を目指しているとする。

キムリッカの議論は、国際人権法における先住民族の権利のなかでの非植民地化、自己決定権の重要性を示すものであるが、土地と天然資源に対する権利という側面での分析が不十分であるといわざるを得ない。このことは「多文化主義」を先住民族の権利（先住権）の実現という文脈で議論する際に留意しておくべき点である。

## 2. アイヌ民族の先住権を議論する上での法的な文脈

### (1) 国内での判例・立法

・1997年3月27日札幌地方裁判所 二風谷ダム訴訟判決

(権利取得裁決等取消請求事件、札幌地裁平五(行ウ)九号、平9・3・27民三部判決、棄却(確定)、判時1598号33頁)

本判決の詳細については、本学会の年報第9号、1998年版での常本、岩沢両会員による学会報告および第8号、1997年版での田中会員による判例紹介を参照。判決要旨のうち今回の報告で言及したい点は、裁判所がアイヌ民族を先住民族として認定し、その文化享受権を尊重するべきとしつつ、本件でのいわゆる先住権の適用は留保したことである。

国際人権1998年報(第9号)報告

常本照樹「先住民族と裁判—二風谷ダム判決の考察—」51p

岩沢雄司「二風谷ダム判決の国際法上の意義」56p

国際人権1997年報(第8号)判例紹介

田中宏「二風谷ダム訴訟判決」65p

### 判旨

(一)アイヌ民族が先住民族であると認められる。

「アイヌの人々は我が国の統治が及ぶ前から主として北海道において居住し、独自の文化を形成し、またアイデンティティを有しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお独自の文化及びアイデンティティを喪失していない社会的な集団」であるので先住民族に該当する。

(二)自由権規約27条及び日本国憲法13条に従い、政府はアイヌ民族の文化享受権を保障しなければならない。国の行政機関たる建設大臣は、先住少数民族の文化に影響を及ぼすおそれのあ

る政策の決定及び遂行にあたって不当な侵害が起こらないように、文化に対して特に十分な配慮をすべき責務がある。

(三)土地収用法の適用においてアイヌ民族の文化に対して十分な配慮すべきであるところ、二風谷ダム建設でアイヌ民族の文化を不当に軽視・無視した事業認定行為は違法である。

- ・ 同年、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律（「アイヌ文化振興法」）の制定。  
→ 1996年に内閣官房長官の私的諮問機関、「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」がアイヌ政策を検討し報告したなかで、アイヌ語や伝統文化の保存・振興を主要なテーマとする新たな立法措置が求められたことに対するもの。文化分野を除き先住民族としての権利（先住権）に全面的に依拠していない。

## (2) 国際社会の動向

- ・ 人権条約機関による日本政府報告書の審査、総括所見の採択。

2001年人種差別撤廃条約の下での日本の第1回及び第2回報告書を審査した人種差別撤廃委員会は、「先住民族としてのアイヌの権利を更に促進するための措置を講ずること」を勧告するとともに、先住民族の土地に関する権利に関する一般的勧告23に日本政府が注意を向けるように促した。また2008年には市民的、政治的権利に関する国際規約の下で日本の第5回報告書を審査した自由権規約委員会は、正式にアイヌ民族及び琉球・沖縄民族（the Ainu and the Ryukyu/Okinawa）を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに懸念を持って留意するとし、国内法によってアイヌ民族及び琉球・沖縄民族を先住民族として明確に認め、これらの者の文化遺産及び伝統的生

活様式を保護し、保存し、促進し、これらの者の土地の権利を認めるべきとした。

(参考) 自由権規約委員会による日本政府報告書の審査

アイヌ民族の法的位置づけの変遷

1980年 第1回報告書

「本規約に規定する意味での少数民族は我が国には存在しない」

1987年 第2回報告書

「本条との関係で提起されたアイヌの人々の問題については、これらの人々は、独自の宗教及び言語を保存し、また独自の文化を保持していると認められる」

1991年 第3回報告書

「本条でいう少数民族であるとして差し支えない」

1998年 第4回報告書

北海道ウタリ対策の実情およびウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会報告の紹介

「中世末期以降の歴史の中で、和人との関係で我が国固有の領土である北海道に先住していたと認められるアイヌの人々」

\* 1998年 自由権規約委員会の総括所見

委員会は、土地への権利の不認定と同様に、言語及び高等教育に関する先住民族で少数者であるアイヌ (Ainu indigenous Minority) への差別について懸念を有する。

2006年 第5回報告書

アイヌ文化振興法に従ったアイヌ文化振興関連施策および北海道アイヌ生活向上関連施策（旧名称「北海道ウタリ対策」）の説明

\* 2008年 自由権規約委員会の総括所見

委員会は、締約国が正式にアイヌ民族及び琉球・沖縄民族（the Ainu and the Ryukyu/Okinawa）を特別な権利と保護を付与される先住民族と公式に認めていないことに、懸念を持って留意する。

締約国は、国内法によってアイヌ民族及び琉球・沖縄民族を先住民族として明確に認め、これらの者の文化遺産及び伝統的生活様式を保護し、保存し、促進し、これらの者の土地の権利を認めるべきである。締約国は、アイヌ民族及び琉球・沖縄民族の子どもが、自らの言語で、またはその言語及び文化について教育を受ける十分な機会を提供し、正規のカリキュラムにおいてアイヌ民族及び琉球・沖縄民族の文化及び歴史を含めるべきである。

ドウドウ・デイエン現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者による日本訪問報告。

勧告（パラ85）日本がアイヌ民族を先住民族として認め、国際法及び国際基準に従った具体的権利を認めるべき。

・ 2007年9月13日 国連総会

先住民族の権利に関する国連宣言（United Nations

Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, 「国連宣言」) を採択。本報告資料A日本を含めて144カ国が賛成。棄権11カ国。反対4カ国：米、加、豪、NZ (のち4カ国とも宣言を支持)

この宣言の特徴と問題点については、2008年第20回研究大会インタレストグループ(先住民族の権利研究)で報告した。

・国連人権理事会による普遍的定期審査(UPR)

2008年5月 作業部会で対日審査。アイヌ民族に関する他国の見解。

アルジェリア：アイヌ民族の土地その他の権利等について見直し、これらの権利を「国連宣言」と整合させるよう勧告。

グアテマラ：「国連宣言」の実施に向けて国内の先住民族(複数)との対話に着手するための方途を追求するよう強く要請。

ペルー：国連宣言の広報活動およびアイヌの人権を尊重するための施策について質問。

日本の回答：アイヌが日本の北部、特に北海道に先住していたことと、自由権規約の27条に定める少数民族であることは歴史的事実として認識している。アイヌ文化振興法に基づきアイヌの人々の生活を支援し、アイヌ文化を促進し、アイヌの伝統に関する情報を広めている。

同年6月 理事会本会議で作業部会審査報告書に基づき討議。日本政府はアイヌ民族関連

の勧告事項につき、フォローアップの受け入れを認めず。理事会はこの点を含めて結論文書を採択する決定。

対日審査 UPR 作業部会報告 A/HRC/8/44  
人権理事会決定 Decision 8/126. Outcome of the universal periodic review: Japan

・北海道洞爺湖サミット（G8）開催

→2008年7月7日から9日まで、日本が北海道洞爺湖でサミットを主催。

→「先住民族サミット」アイヌモシリ2008開催。

7月1日から4日まで、北海道に世界12カ国、22の先住民族が集まり、G8サミットの議題、世界政治・経済・環境・開発問題について先住民族の視点から議論。G8および日本政府へ提言を発表。

**(3) 2008年6月6日 国会がアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議を採択。内閣官房長官が決議に関する談話を発表**

「アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識のもとに」、国連「宣言における関連条項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組む」このために、内閣官房に「有識者懇談会」を設置する。

**3. 有識者懇談会と報告書の公表**

**(1) 同年7月1日**

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会設置。佐藤幸治本学会会



員が座長、安藤仁介・常本照樹両会員そしてアイヌ1名（当時の北海道ウタリ協会理事長）を含む8名の委員で構成。同年8月11日より2009年7月29日まで10回開催。その他に北海道で2回（道央、道東）と東京で1回現地視察し、アイヌ団体と関係自治体と意見交換。

(2) 7月29日 懇談会報告書（以下、報告書<sup>55)</sup>と略）を河村建夫内閣  
官房長官に手交

報告書の概要

【今に至る歴史的経緯】

旧石器時代から近代までのアイヌ民族にかかわる歴史

【アイヌの人々の現状と最近の動き】

生活状況、国連宣言、国会決議採択

【今後のアイヌ政策のあり方：基本的考え方、具体的政策】

基本的考え方としては、アイヌ民族が先住民族である点を確認し、そこから新たな政策を展開する。国連宣言の意義に触れつつ、憲法などによる政策展開を行う。

基本理念3点。アイヌのアイデンティティの尊重、多様な文化と民族の共生の尊重、国が主体となり政策を全国で実施

具体的な政策として3つの分野、9つの項目を提言する。

(3) 8月21日 内閣官房に「アイヌ総合政策室」が設置される。

#### 4. 報告書の検討

以下で現行のアイヌ政策の基礎となった報告書の内容を批判的に検討<sup>56)</sup>する。

---

55) <https://www.kantei.go.jp/singi/ainusuisin/pdf/siryoul.pdf>

56) この学会報告の概要は、拙稿「アイヌ民族の先住権の行方」『国際人権』2010年

報告書からの引用で、【 】で囲んだ項目が報告書の目次を指す。カッコ内の頁数が引用箇所を示す。→印より、筆者のコメントである。先行して上村論文が発表されている。重複を避けたいが、一部について重なることがある。

#### 引用文献

上村英明「アイヌ民族政策の進展に関する課題と展望—「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書を読む」反差別国際運動日本委員会編「現代世界と人権 2 3 先住民族アイヌの権利確立に向けて」解放出版社 2009年

### 報告書のアプローチについて

#### (1) 国連宣言の性格付け、適用について

#### 【3. (1) ② 国連宣言の意義等】(25 - 26頁)

「宣言は、法的拘束力はないものの、(略)十分に尊重されなければならない」

→後段にある「尊重」義務は賛成するが、「法的拘束力」が全くないのか。

慣習国際法の形成との関係で検討すべきである。

先住民族の人権に関する人権理事会特別報告者のJames Anayaは、2008年の年次報告の中で、国連宣言がILO169号条約やそのほかの国際法規範(国際人権条約機関による解釈を含む)の展開と整合性をもちつつ、さらに内容を広げる、先住民族の個人的および集団的権利に関する、既存の国際的な合意を示すものと性格づけている。また、そこで引用されている自己の論文では、(1)自己決定 (2)文化的な統合 (3)土地・資源 (4)社会福祉・発展 (5)自治 (6)特別なケアの義務(positive Measures)について、先住権に関する「新しい出現しつつある慣習法」の要素とする。

---

報(第21号)、信山社、62-65頁、として収録されている。

## 引用文献

James Anaya, The Emergence of Customary International Law Concerning the rights of Indigenous Peoples, pp137-138。

Report of the Special Rapporteur on the situation of human rights and fundamental freedoms of indigenous people, A/HRC/9/9  
11 August 2008, para 43。

### 【3. (1) ②】(26頁)

「参照するにあたってはおのおのの先住民族の歴史や現状を踏まえること―(略)―我が国及びアイヌの人々の実情に応じて、アイヌ政策を確立する。」

→報告書は、国連宣言の個別条文に依拠してアイヌ民族の個々の権利を導き出して、さらに当該権利実施のための具体的政策を展開する、というスタイルをとっておらず。

第一回有識者懇談会(2008年8月11日)配布資料4に、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の概要と、5に宣言採択に際しての我が国政府の投票態度、考え方の説明がある。

#### (1) 投票態度

我が国は、宣言について、基本的には、人権の保護に資するものとして、賛成票を投じた。

#### (2) 採択に際しての我が国政府の考え方の説明

我が国は、宣言にいう自決権については、宣言が明らかにしているように、「先住民族」に対して、居住している国から分離・独立する権利を付与するものではないこと、宣言にいう集団的権利については、宣言に記述された権利は個人が享有するものであり、各個人がその有する権

利を同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができるとの趣旨である  
と考えること、宣言に記述された権利は、他者の権利を害するもので  
あってはならず、財産権については、各国の国内法制による合理的な制  
約が課されるものであると考えていること等を説明した。

→アイヌ民族の自己決定権の否認である。

## 「アイヌの人々」という表現

→集団としてのアイヌ民族なのか、その構成員たる個人なのか不明。

### 【3. (1) ③ ア】(27-28頁)

「なお、個々のアイヌの人々のアイデンティティを保障するためには、  
その拠り所となる民族の存在が不可欠であるから、その限りにおいて、  
先住民族としてのアイヌという集団を対象とする政策の必要性・合理性  
も認められなければならない。」

→例外的なケースとして集団の権利が適用されることを示唆しているも  
の、具体的政策に触れていない。

## 具体的政策に関する記述について

### 【3. (1) ①】(23頁)

「先住民族という認識に基づく政策展開」との関連で、先住民族の定  
義を提示。＝「一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から国家を構成  
する多数民族と異なる文化とアイデンティティを持つ民族として居住  
し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、な  
お独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住して  
いる民族である」そして「アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ  
北海道の先住民族であると考えることができる」

→アイヌの人々が先住民族であることを認めたことは評価できる。

「文化」の復興を、先住民族であることから導出される政策として位置付け。

「国の近代化政策の結果、その文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」。(24頁)

→上村論文でも指摘されている(65頁)が文化以外の領域、政治・経済・社会面の権利実現についても政策責任の範囲に入れるべき。

## 「文化」の定義について

「言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体」(24頁)

(参考) アイヌ文化振興法での定義 2条

「アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産」

→いずれもアイヌ民族が自ら決めた定義ではない。

アイヌ文化振興法の限界を報告書は認識している。

【2. (1) ④】 アイヌの人々の文化活動等の取り組みという文脈で、

同法が「継承や発展にとって十分に機能していない」(21頁)とする。

→「アイヌが劣っていて尊重するに値しないという長年にわたる中傷—歴史上、植民地化を正当化した悪しき特徴づけによって被った損害を修復する責任があるがそうしていない。土地の回復、重要な土地をアイヌに信託、伝統的な文化実践を継続することの保障、文化的・経済的發展に対するアイヌのコントロールが必要である」との指摘がなされている。

北大高等法政教育研究センター、北大アイヌ・先住民研究センター共催、エリック・ヤマモト、ハワイ大学ロー・スクール教授の講演による。

「正義の実現による社会的平癒—アイヌと日本の政府および人々との和解のための枠組み—」 訳 落合研一・長谷川晃、『北大法学論集』59巻4号（2008年）279-305頁、特に302頁。

## 民族差別の撤廃について

### 【3.（2）具体的政策 ① 教育・啓発】（30-33頁）

「アイヌ民族に対する差別・偏見を解消するには、教育と啓発を通じて国民の理解を向上させる」という前提。（31頁）

→ここには構造化した民族差別の撤廃、たとえば人種（民族）差別禁止法の制定、差別の被害者への救済という視点、という課題がみえていない。また、アイヌ女性の被る複合的な差別に関しても、実効的な対応とはいえない。

→民族差別禁止法制定という課題は人権条約機関が指摘している。

#### 2001年 人種差別撤廃委員会の勧告

パラ10 委員会は、本条約に関連する締約国の法律の規定が、憲法第14条のみであることを懸念する。（中略）本条約第4条及び第5条に適合するような、人種差別を非合法化する特定の法律を制定することが必要であると信じる。

#### 2009年 女性差別撤廃委員会の総括所見

パラ52 委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況、特に教育、雇用、保健・衛生、社会福祉および暴力の被害に関しての情報に次回報告書に締約国が含める旨の前の要請を繰り返す。

先住民族のアイヌ、部落、在日コリアンおよび沖縄の女性を含めて、マイノリティ女性の状況について締約国が包括的な調査を行うよう、委員会は要請する。

→北海道大学・先住民研究センターが実施した実態調査より。

「北海道大学アイヌ民族生活実態調査速報版」2009年5月  
29日

設問37：下記のアイヌ民族に関する施策のうち、あなたの考え  
に近いもの。(5つまで) 5703名対象

アイヌ民族に対して高校・大学進学や学力向上への支援を拡充する：  
51.0%

アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会をつくる：50.2%

アイヌ民族の雇用政策を拡充する：42.9%

## 土地・資源への権利について

【3(2)② エ 土地・資源の利活用の促進】(36-37頁)

「イオルの再生事業との関連で、事業実施地域での自然資源の利活用  
については、段階的に実現していくことが必要。」(37頁)

→このこと自体は評価される。しかしそれ以外の地域での土地の返還、  
漁業権などの天然資源への権利保障、土地が回復できない場合での補  
償については触れていない欠点がある。

土地権・資源権について、国連宣言の関連規定と国家実行の蓄積がある。

### <カナダの例>

1973年 連邦最高裁カルダー対B.C.事件判決

先住民族の土地権請求を認める道筋開いたリーリングケース。

連邦政府は包括的土地請求処理手続きと特定土地請求処理手続き制定

特定処理 = 歴史上締結した条約での土地権

包括的処理 = それ以外。指定した土地区画における先住民族の所  
有権を承認。金銭補償の提供。天然資源の共同管理の仕組み。

最近では、自治権も規定。1998年のニシュガ協定 = 土地所有

権のほか、土地・資源利用、文化・言語、教育、保健サービス、  
家族内の身分関係について自治権認める。

1982年 連邦憲法35条 既存の先住権・条約上の権利を承認  
新しい土地請求処理協定は条約上の権利として保護。

1997年 デルガムーク対BC 連邦最高裁判決  
先住民族の土地権の根拠が、先行する占有にあることを認める。

#### <オーストラリアの例>

1963年 ヨルングが連邦議会に請願＝鉱山開発に反対。伝統的土地  
所有権を主張。

1976年 連邦が北部準州先住民族土地権法を制定。

1992年 マボ 対 クイーンズランド州 (No. 2) 事件判決  
豪州のコモンローが、先住民族の土地への権原を承認していると  
した。

1993年 Native Title Act 制定

#### <中南米諸国の例>

一部はILO 169号条約に加盟して憲法・国内法を改正し、土地  
権の規定を置いたり境界画定を行う。

#### <米州人権裁判所の判例>

2001年 アウス・ティングニ共同体対ニカラグア事件判決  
先住民族の伝統的領土に対する、集団的な財産権を承認した。

外国企業に森林伐採権を譲渡。地元の同意なし。

地元の先住民族共同体が政府に対して、伝統的領土の画定を要求し



てきたが政府は放置。裁判所は権利侵害と認定。

The Case of the Mayagna (Sumo) Awas Tingni Community v  
Nicaragua, Inter-Am Ct HR (Ser C) No 79 (31 August 2001)

その他に、2005年 Yakye Axa (ヤクエ・アハ) 共同体対パラ  
グアイ事件判決、2007年 Saramaka 民族対スリナム事件判決  
など

#### 引用文献

これらの判例分析として、小坂田裕子（おさかだ ゆうこ）中  
京大法学部准教授の論文、米州における先住民族の土地に対す  
る権利—ラテンアメリカ諸国の葛藤 「神戸法学年報」第24号  
(2008) 173-207頁がある。

#### <ディエン特別報告者報告>

現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛  
容に関する特別報告者ドウドゥ・ディエン氏が2005年に訪日調  
査を行い、その報告書を2006年に国連人権委員会へ提出。

E/CN.4/2006/16/Add.2

報告書の勧告では、日本に対してアイヌ民族が先住民族であること  
を認め、国際法および国際基準に従い先住民族としての権利をアイ  
ヌ民族に認めるよう求める。さらに、「アイヌ民族が自分たちの伝  
統食を入手する権利を奪われているという事実に衝撃を受け」、政  
府に対して「アイヌ民族がその生活領域において鮭を獲る自由を返  
還するよう促す」とした。

(パラ85<sup>57)</sup>)

---

57) 引用部分の和訳は、反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 訳・平野裕二監訳、

イオル（伝統的生活空間）の再生事業

1996年 ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会

アイヌ文化伝承のための伝統的生活空間の再生を提言

2000年 国交省（北海道局）、文化庁、北海道、（財）アイヌ文化振興・研究振興機構、（社）北海道ウタリ協会が「アイヌ文化振興等施策推進会議」設置。

2002年 北海道から、イオル再生構想の具体化に関する提言

2005年 「会議」が再生の基本構想とりまとめ。

2006年より取り組み推進（白老、平取）

1984年（昭和59）北海道ウタリ協会総会の決議

アイヌ民族に関する法律（案）

第四 農業漁業林業商工業等

漁業 1 漁業権付与

漁業を営む者またはこれに従事する者については、現在漁業権の有無にかかわらず希望する者にはその権利を付与する。

報告書では触れられていない論点だが、国連宣言の規定の適用において重要な論点がある。

アイヌの文化・精神生活に悪影響を及ぼす大規模開発事業に関して二風谷ダム判決での文化享受権保障のアプローチに加えて国連宣言19条、32条などに基づくFPIC原則を法制化すべき。

## 教育権について

【3（2）①】（31-32頁）

→日本の公教育制度での課題を提示しているだけで、アイヌ民族自身に

---

IMADR ホームページ、<http://imadr.net> より。

よる教育および学習権の保障と実施という視点がない。

#### 2008年 自由権規約委員会の総括所見

締約国は、アイヌ民族及び琉球・沖縄民族の子どもが、自らの言語で、またはその言語及び文化について教育を受ける十分な機会を提供し、正規のカリキュラムにおいてアイヌ民族及び琉球・沖縄民族の文化及び歴史を含めるべきである。

#### 「先住民族サミット」アイヌモシリ2008での決議 第5段落

アイヌ語を公用語とし、義務教育でも学べる言語とすること。

その他、国連宣言、子どもの権利条約、子どもの権利委員会の一般意見、ILO 169号条約の関連する規定。

#### 先住民族の権利に関する専門家機関第1号助言（2009年）

Expert Mechanism Advice No.1 (2009) on the rights of Indigenous Peoples to Education A/HRC/12/33

主流の教育制度に先住民族の視点を組み入れること。伝統的な教えと学びの方法による教育を提供し、受ける権利があること。

#### 国連人権理事会第12会期決議 「人権と先住民族」12/13 パラ5

先住民族の教育権の履行を達成するための知見と挑戦に関する専門家機関の研究を各国が広く普及させることと、国家計画・戦略の策定の際にこの研究を考慮するよう、強く奨励。

## 生活上の格差について

アイヌの人々の現状、アイヌの人々の生活・教育の現状等という文脈での生活上の格差が差別の一因である。

「差別によってアイヌのアイデンティティを傷つけられた」とする報告書の認識。

→格差、差別の分析が不十分だ。次を参照。中村康利「アイヌ民族、半生を語る―一貧困と不平等の解決を願って―」2009年

アイヌ民族の集団としての不利な状況と個人々の貧困問題とがリンクしている。集団として低賃金の労働部門に相対的に多く組み込まれ、社会で周辺的な地位に置かれ、貧困化。

進学、就職、結婚などの民族差別から、経済的社会的成功への機会が奪われている場合があることを指摘。(183-184頁)

社会的不平等があることを認めた上で、失われた先住民族の価値を回復するなど総合的な民族政策のなかへ、個別の教育・雇用支援策を統合すべき。(208頁)

いかなる価値の回復とするかは、アイヌ自身の自己決定による。(221頁)

## 政治参加への権利について

【3(2)③ 推進体制等の整備】(39-40頁)

「なお、国会等におけるアイヌ民族のための特別議席の付与については、国会議員を全国民の代表とする憲法の規定等に抵触すると考えられることから、実施のためには憲法の改正が必要」とする。(40頁)

→アイヌ民族は、1984年北海道ウタリ協会による「アイヌ民族に関する法律案」の提案以降、一貫して政治参加の方法としての、国会および自治体議会への特別議席付与を求めてきた。既存の選挙制度では、

民族の利益を効果的に代表できず実質的には和人を主流とする政治制度において、自分たちの声を反映させたいという願望による。懇談会に対して寄せられたアイヌ民族団体ならびに支援する NGO の意見のなかにも特別議席付与の要求があったが、懇談会はこれを認めず、「特別議席以外の政治的参画の可能性について、諸外国の事例も踏まえ、その有効性と合憲性を慎重に検討することが必要な中長期的課題」とされている。

## 1984年 アイヌ民族に関する法律（案）

### 第二 参政権

明治維新以来、アイヌ民族は「土人」あるいは「旧土人」という公的名称のもとに、一般日本人とは異なる差別的処遇を受けてきたのである。明治以前については改めていうまでもない。

したがってこれまでの屈辱的地位を回復するためには、国会ならびに地方政治に反映させることが不可欠であり、政府はそのための具体的な方法をすみやかに措置する。

### <自由権規約委員会での通報事件の見解>

Communication No.932/2000, Guillot v France (15 July, 2002)

事案：1998年ニューカレドニア（NC）自決に関する Noumea 協定では、投票権を制した。同年同協定を受け入れるかどうかのレファレンダム実施。通報人は投票権を認められず、自由権規約25条違反と申し立て。本国出身者たるフランス国民を除外したのは民族差別とも。

委員会：本件での投票は、NC住民の自決手続きという文脈で実施された。

規約1条違反の通報を審査する権限はないが、委員会は規約の

ほかの権利規定が侵害されたかどうかを判断する上で、1条を解釈しうる。従って、本件では規約25条の解釈の際に1条を考慮しうる。(段落13.4)

レファレンダムでの投票資格の区別とは、通報人を含めて投票権を奪われた者と、領域に対して十分に強いつながりがあることから権利を行使できる者との間。この区別が規約25条と両立するかどうかを判断する。

区別は、「客観的で合理的な基準に基づき、その目標が規約のもとで正当」ならば差別ではない。(段落13.5) 基準は客観的なもの。NCとの異なるつながりで、住民間に設けたもの。居住の長さで区別したものなので、民族的帰属によって異なる権利を生ずる、目的・効果ではない。基準は、自決の手続きの枠内での投票に限定される限り合理的。協定と関係法では、NC市民権を承認。委員会は、投票資格の基準が差別的ではないとする。

Report of the Human Rights Committee, A/57/40(Vol. II), 2002

### <ディエン特別報告者報告>

訪日調査報告書での勧告

「国の機関において、マイノリティが政治的に代表されることを確保すべき」。

「政府は、国会における代表枠の確保を求めるアイヌ民族コミュニティの要求に応ずる」ことが求められる。(パラ86)

### <アメリカ、ハワイ>

2000年 アメリカ連邦最高裁 ライス対カエタノ事件における Stevens 判事反対意見

OHA 選挙規定は、憲法修正第 1 4 および 1 5 条に反しない。

理由 3 つ

1. 先住ハワイ人を含む先住民族と連邦政府との間での特別な関係から生ずる義務を履行する上で、連邦政府に大きな裁量権あり。
2. 本件では連邦から先住ハワイ人の利益を目的として州に譲与された資産の運用に関して、州自体に信託管理義務あり。
3. 過去の不正についての補償と先住民族の独自の文化を保存するための仕組みの中に不当な差別はない。

法廷意見が無視している点として、修正第 1 5 条に関する判例法と、ハワイ州のユニークな歴史との間にある圧倒的な相違点。

前者は、南部に島のよう存在するマイノリティ集団 (insular Minority) に対する差別の時代のもの。

後者は、ハワイの先住民族による自決要求を認めるとする、政治的コンセンサスを生んだ。

Harold Rice v Benjamin Cayetano, Governor of Hawaii, 528 U.S. 495, 120 S. Ct. 1044, 2000

## 報告書に対しての外在的な批判

(1) 非植民地化、自己決定権という視点がない。

【3. (1) ①】において報告書は、

「日本が近代国家を形成する過程で、アイヌの人々が、その意に関わらず支配を受け、国による土地政策や同化政策などの結果、自然とのつながりが分断されて生活の糧を得る場を狭められ困窮化していくとともに

に、独自の文化の伝承が困難となり、伝統と文化に深刻な打撃を受けた」とする。(24頁)

→独自のアイデンティティを持ち自立していた民族集団であるアイヌを、その構成員の同意を得ずに異なる民族が日本「国家」に組み入れ、文化を抑圧してきたという認識がない。

アイヌ民族には近代国家の形成において対等なパートナーシップを認められたわけではなくかえって権利を剥奪されたことから、非植民地化の国際法、国連宣言3条および46条に基づく自己決定権が適用される。

上村論文でも(69頁)、「アイヌ民族の権利保障問題は、北海道を日本初の植民地として認定することを前提とした、非植民地化のプロセス」と性格付けている。

## (2) 植民地について

### 1) 美濃部達吉の学説

「国法上または国際法上国家に隷属している土地であって、その元来の住民は生来の本国人とは異なった人種に属し、その地理上の位置も本国とは隔たっておって、而してそのところへ本国から多数の移住者が移住している所」576頁

「すべて植民地は本国とは原則としてその行われておる法律制度を異にしておる」578頁

「日本の今日の状態」で、この定義にあてはまるのは「朝鮮、台湾、樺太および関東州」579頁

「北海道および沖縄県は今日においては原則としてすべての法律勅令が本国と同一に行われておる」「ただ例外として特に北海道、沖縄県に施行しないものが多少はある」が、「原則として同一の法が



行われておる」ので、法律上植民地とはいえない。

美濃部達吉著「憲法講話」小路田泰道監修、ゆまに書房、2003年、580頁

## 2) 国連総会決議 1541 (XV) における定義

Principles which should guide Members in determining whether or not An obligation exists to transmit the information called for under Article 73 e of the Charter

### Principle IV

*Prima facie* there is an obligation to transmit information in respect of a territory which is geographically separate and is distinct Ethically and/or culturally from the country administering it

歴史的経緯にかかわる部分、アイヌの文化への深刻な打撃（近代）との関連で報告書が用いている用語 蝦夷地の内国化、北海道開拓（10頁）

→では北海道領有の国際法上の根拠は何か、植民地なのか。いわゆる「無主地」M.F.Lindley, *The Acquisition and Government of Backward Territory in International Law*, 1926 では、次の要件を満たすものは無主地ではない

(the territory) be inhabited by a political society, that is, by a considerable number of persons who are permanently united by habitual obedience to a certain and common superior, or whose conduct in regard to their mutual relations habitually conforms to recognized standards

報告書が触れなかったアイヌ民族の主張として、いわゆる北方領土交渉への参加がある。アイヌ民族は、日・露両政府の国境画定により伝統的なアイヌの領土が分断された上で、関係するアイヌの強制移住が行われた歴史に対して、是正を求めている。この点で国連宣言36条が適用可能ではないか。

「先住民族サミット」アイヌモシリ2008決議

日本政府への提言 第6段落

エリック・ヤマモト 上記論文302-303頁

「(社会的平癒の要素である) 政府とアイヌの政治的関係を再構築するための取り組みがごくわずかで、不適切」という現状認識。

「国や地方との政治的・経済的関係を再構築し、植民地主義による組織的な損害に対応して人権保障上の自己決定」を具体化する必要あり。

### (3) 大規模人権侵害に対する「賠償」・補償、権利の回復

2005年の国連総会決議「国際人権法および国際人道法の重大な違反行為の被害者のための救済と補償に関する基本原則およびガイドライン<sup>58)</sup>」

そこでの救済の原則:(一) 原状回復、(二) 賠償、(三) リハビリテーション、(四) 満足、(五) 再発防止の保証

これを基礎として、先住民族に対する大規模人権侵害、「文化の喪失」に関連する救済の措置。下記の論文で展開。

\* Ana F Vrdoljak, *Reparations for Cultural Loss*, in

58) この文書の日本語訳は、申恵丰『国際人権法—国際基準のダイナミズムと国内法との協調—』第2版、2016年、信山社、に収録。283-285頁。

Federico Lenzerini (ed.) Reparations for Indigenous Peoples:  
International and Comparative Perspectives, Oxford Univ.  
Press 2008

この著者は植民国家による植民化の中核に先住民族文化の破壊と同化があることと、差別と同化による人権侵害が継続しており、文化の喪失に関して民族が新規の補償請求を行う基礎をなしているという認識。

国連宣言案は先住民族の権利規定とともに、権利侵害について国家による救済の確保を定めている。救済の根拠となる文書。

人権理事会採択の国連宣言案

1995年 先住民族の遺産に関する原則・指針案

2005年 国際人権法・人道法の大規模侵害被害者のための救済・賠償に関する基本原則・指針

同 不処罰と戦う行為を通じての人権の保護・促進に関する原則

2001年 国家責任条文

以下、救済の原則を踏まえて報告書の内容を検討。

(あ) 原状回復—遺骨・文化遺産返還

【(2)② ア 民族共生の象徴となる空間の整備】(33-34頁)

→「アイヌの歴史や文化等に関する教育・研究・展示等の施設」と「慰霊施設」との場所的、機能的な関係が不明。仮に同一の敷地に設置し、アイヌの遺骨をさらなる「教育・研究」の対象とするのは不当。まず関連する遺骨および副葬品の実情調査、返還手続きをアイヌ民族との協議で取り決めるべき。

(参考) 植木哲也「学問の暴力：アイヌ墓地はなぜあばかれたか」

春風社、2008年

北海道（帝国）大医学部解剖学教室、児玉作左衛門らによるアイヌ遺骨の発掘（1934年-1970年、北海道、樺太、千島にて）964体（頭骨）を北大で保管（2007年まで35体返還）。1982年北海道ウタリ協会（当時）の要請により、医学部が保管人骨数を公表。1984年 北大、学内に納骨堂設置。以後協会による供養祭実施

この問題に関する国家実行

<米国> 1990年 NAGPRA（先住アメリカ人墳墓保護遺骨返還法）を制定。国家と先住民族との間の歴史的な条約、過去の不正な関係に言及

<豪州> 2005年 国内博物館協会の行動綱領  
Continuous Cultures Ongoing Responsibilities  
先住民族の自決権、人権享有を明文化。

<国連>

1993年 WGIP 議長 Daes による文化遺産原則・指針案  
遺産の所有権、管理、所蔵、アクセス、解釈・展示などの問題を取り扱い

(い) 賠償—原状回復できない土地剥奪・強制移住への補償、虐殺・拷問・虐待・子どもの引き離しへの補償

→報告書には全く言及されていない。

<カナダ寄宿学校政策>

被害者の裁判による補償請求。政府による真相調査。

2007年 被害者への一括補償支払い、基金設立。

<オーストラリアでの先住民族の子どもの引き離し政策>

1996年 連邦人権委員会報告 Bringing Them Home

「盗まれた世代」の負の遺産を扱う。

2008年 連邦首相による謝罪。

<米州人権裁判所>

Sawhoyamaxa 先住民族共同体対パラグアイ事件判決

2006年

人格権侵害に対する補償を評価するうえで、伝統的な土地への権利を否認することが、関係民族の高度に重要な土地の価値を損なうことを認める。

(う) リハビリテーション—虐殺・引き離しの被害者のケア。

(え) 満足—人格的な被害。とくに過去の事実について承認・謝罪を求め、記憶を保存すること。事実を知る権利と継続する人権侵害をやめさせる権利にかかるもの。いずれも報告書での記載なし。

<米国>

1993年 連邦議会、先住ハワイ人への謝罪決議

Public Law 103-150, November 23, 1993 (S.J. Res. 19, 103<sup>rd</sup> Congress)

1893年1月17日ハワイ王国の違法な打倒100周年を機に、先住ハワイ人の固有の主権を抑圧する結果となったこの事件の歴史的意義を認識する。

合衆国の職員および市民が参加した王国の打倒と、先住ハワイ人の自決権の剥奪について、合衆国国民を代表して先住ハワイ人へ謝罪する。

合衆国と先住ハワイ人との間での和解のための適切な基盤づくりのた

めに、ハワイ王国の打倒の帰結を認識するというコミットメントを表明する。大統領に対して同様の認識と和解への支援を要請する。先住ハワイ人とは、1778年以前に現在ハワイ州を構成する地域を占有し、主権を行使した先住民族の子孫である個人を意味する。本決議は、合衆国に対する請求の処理を意図したものではない。

2008年 上院、「インディアン保健医療改善法改正案」採択  
Indian Health Care Improvement Act Amendments of 2008  
(26/2/2008) (S. 1200, 110<sup>th</sup> Congress)

第301条（合衆国の先住民族への謝罪決議）

歴史的事実の認定（植民地政策）、地位の承認と謝罪

同条（b）（4）項＝合衆国市民による、先住民族に対する暴力、不当な扱いおよび無視について、国民を代表してすべての先住民族に対して謝罪する。

「先住民族サミット」アイヌモシリ 決議

日本政府への提言 第2段落

「まず過去のアイヌ政策を反省し、明確な言葉で公の場で謝罪すること」

(お) 再発防止の保証—国内法の改正、自治協定の締結、先住民族言語の公用語化・使用促進・教育改革など。

報告書の「おわりに」という箇所では、「立法措置がアイヌ政策を確実に推進していく上で大きな意義を有するもの」と言及している。（41頁）

→報告書で提案されている新しい政策には、植民地支配にかかる反省と謝罪、否認された自己決定権の回復、土地・資源の全面的

な返還または不可能な場合での補償などの先住民族の権利の回復、金銭補償などの救済措置、真相究明による再発防止策の策定、などの包括的な「正義」回復策・賠償への取り組みという視点がない。

ILO 169号条約採択から20周年日に条約勧告適用専門家委員会が同条約に関して一般的見解を公表した。そのなかで、条約の下で政府機関が調整されて体系的な行動をとること、先住民族に影響する問題の処理において関係民族の参加と協議を確保する効果的な仕組みを設立すること、開発事業において関係民族の参加と協議を通じて、先住民族が開発の優先順位を決定する権利を確保することが特に要請されるとしている。

なお報告書では(2)③ 推進体制等の整備の項目において、アイヌ政策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備に言及。(39-40頁)

→ILO委員会の見解に合致しており、評価できる。一方で政策を推進し、施策の実施等をモニタリングする協議の場を設置するように提言しているが、その法的な位置づけ、構成、特にアイヌ民族の代表の割合、権限、特に政府省庁間の調整権限と財源・マンパワー、協議参加者以外のアイヌ民族団体・支援団体の参加の態様、議決方法などを明確化にして、アイヌ民族に諮り了解を得た上で活動をすべきである。

エリック・ヤマモト氏の見解 上記論文304頁

北海道ウタリ協会の1984年「アイヌ民族の法律(案)」のなかで想定した真の修復、植民地化による損害を回復するための包括的、持続的、体系的な措置をとることにより、社会的平癒のための正義が実現さ

れる。

アイヌや他の集団・国々との和解の取り組みが失敗すれば、日本が国際的な場で人権を保障する民主主義国家としての完全な地位を主張できなくなる。 (了)